

# 高幡団地市営住宅2号棟屋根・外壁等改修工事

図面番号	図面名	図面番号	図面名
特-01	特記仕様書(1)	E-01	照明器具参考姿図
特-02	特記仕様書(2)	E-02	配置図・東電借室・ポンプ室
特-03	特記仕様書(3)	E-03	開放廊下灯系統図
特-04	特記仕様書(4)	E-04	共用灯設備系統図
		E-05	1~5階平面図
A-01	案内図・配置図・仕上表		
A-02	1階改修平面図	M-01	機器表
A-03	2~4・R階改修平面図	M-02	外構図(改修)
A-04	改修立面図	M-03	ポンプ室詳細図(改修)
A-05	矩計図・雑詳細図	M-04	外構図(撤去)
A-06	防水改修図	M-05	ポンプ室詳細図(撤去)
A-07	防水改修図		
A-08	仮設計画図(参考)		

<p><b>第1編 共通事項</b></p> <p>■ <b>第1章 工事概要</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 1 工事件名 高幡団地市営住宅2号棟屋根・外壁等改修工事</li> <li>1. 2 工事場所 日野市高幡 864番地の11</li> <li>1. 3 敷地面積 2,999.33 m<sup>2</sup></li> <li>1. 4 工事規模 <ul style="list-style-type: none"> <li>建物名称 高幡団地市営住宅2号棟</li> <li>構造規模 鉄筋コンクリート造 地上5階建て ほか</li> <li>延べ面積 3,738.31 m<sup>2</sup></li> </ul> </li> <li>1. 5 工期 <ul style="list-style-type: none"> <li>工期 契約確定日の翌日～令和9年2月26日</li> <li>概成工期 契約確定日の翌日～令和9年2月12日</li> </ul> </li> <li>1. 6 工事の特性</li> </ol> <p>工事に先立ち下記事項に十分留意し、工程計画及び住民への工事期間の安全等の確保をする事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前に住民の安全な生活動線を確保する計画をし、目立つ場所に掲示すること。</li> <li>・バルコニー、自転車置き場の工事着手1ヶ月前までに住民説明会う及び事前調査を行い、了承を得ること。</li> <li>・騒音及び振動の発生する工事は直近住戸住民に工事時間等の周知を行うこと。</li> <li>・本団地は高齢者が多いので、工事中の通路等の安全に特に配慮すること。</li> <li>・備品等の移動が発生した場合は協力し、監督員と協議の上、養生、保管場所、保管中の管理体制等の計画書を作成すること。</li> <li>・工事期間中の備品等の保管は、損傷等発生しないよう養生を行い、工事終了後は元の位置に移動すること。</li> </ul>	<p>なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。</p> <p>(4) 内部通報制度</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関係する法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。</li> <li>2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。</li> </ol> <p>なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。</p> <p>(5) 環境により負荷の小さい自動車利用</p> <p>本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。</li> <li>・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。</li> </ul> <p>なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。</p> <p>2. 1 適用範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本特記仕様書では、「最新版 東京都建築工事標準仕様書」（以下、「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。</li> <li>(2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工すること。</li> <li>(3) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。</li> </ol> <p>2. 2 特許権等の調査について</p> <p>本工事の特殊な施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。</p> <p>2. 3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い</p> <p>契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引き渡し日から1年以内及び2年以内に契約不適合に関する調査（工事請負契約書第41条第1項のかし及び不具合を確認するための調査をいう。）を行うので、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。</p> <p>2. 4 成績評定について</p> <p>本工事は、日野市工事成績評定要綱（平成19年4月1日制定）に基づく工事成績評定について、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象</li> <li>・ 対象外</li> </ul> <p>2. 5 工事の入札等について</p> <p>入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。</p> <p>2. 6 公共事業労務費調査に対する協力</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。</li> <li>(2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象になった場合は、受注者は、その実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。</li> <li>(3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金、労働日数、時間等の記録を適切に管理しておく。</li> <li>(4) 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が（3）と同様の義務を負う旨を定める。</li> </ol> <p>2. 7 各種点検、調査、見学会等への協力</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立会い、協力しなければならない。</li> <li>(2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。</li> <li>(3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。</li> </ol> <p>2. 8 設計変更等</p> <p>設計変更等については、工事請負契約書第18条から25条までに記載しているところであるが具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）によることとする。</p> <p>「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）については、東京都財務局ホームページを参照する。</p> <p>■ <b>第3章 支払</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 1 部分払 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事請負契約書第37条に定める部分払の方法は、次による。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 段階別部分払（支払回数は、 回以内とする。）</li> <li>・ 特例工事部分払（支払回数は、 回以内とする。）</li> </ul> </li> <li>○ 部分払については、行わない。</li> </ol> </li> </ol>	<p>■ <b>第4章 施工区分</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 1 施工区分</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い <ul style="list-style-type: none"> <li>本工事の施工に伴う高熱水費の支払いは、次による。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受注者の負担とする。</li> <li>○ 発注者の支給とする。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol> <p>第2編 工種別事項</p> <p>■ <b>第1章 総則</b></p> <p>■ <b>第1節 一般事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.1.4 官公署その他への届出手続等 <ul style="list-style-type: none"> <li>工事の着手、施工又は完了に当たり、「労働安全衛生法」第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。</li> </ul> </li> <li>1.1.5 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本工事が日野市議会工程案件の場合、日野市議会で可決され契約を締結する前まで、配置予定の監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）は、他の工事に専任で従事することができる。</li> </ol> </li> </ol> <p>また、本工事における現場代理人の兼務については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認めない。</li> <li>・ 認める。現場代理人を兼務する場合の詳細は、別紙「現場代理人の兼務要件について」による。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>(2) 「建設業法」（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）</li> <li>○ 当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。</li> <li>○ 工場地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時的に中止している期間</li> </ul> <p>当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。</p> </li> <li>○ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間</li> <li>○ 当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。</li> <p>なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一体的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者又は主任技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間</li> </ul> </ol> <p>(3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(5) 本工事で監理技術者を配置する場合において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用については次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認めない。</li> <li>・ 認める。適用にあたっては、「東京都工事施行適正化推進要綱の解説」による。なお、「東京都工事施行適正化推進要綱の解説」は、東京都財務局ホームページから入手できる。https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/eizen/tekiseikasuishinyoukou/</li> </ul> </li> </ol>	<p>建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）、最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路、その他を記載する。</p> <p>(f) 建設副産物等の運搬・処理業者</p> <p>運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地等を記載する。</p> <p>(g) 建設副産物の分別</p> <p>工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舍等における紙、生ごみ、カンビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等を記載する。</p> <p>(h) 解体工事計画</p> <p>建築物の解体工事の場合は、解体業者名（建設業者名）、技術管理者氏名（主任技術者又は監理技術者氏名）、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類・数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法などを記載する。</p> <p>ウ 施工計画書の添付書類</p> <p>受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。</p> <p>(7) 再生資源利用計画書</p> <p>受注者は、「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」という。）により作成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①土砂を搬入する工事</li> <li>②碎石を搬入する工事</li> <li>③加熱アスファルト混合物を搬入する工事</li> </ol> <p>(4) 再生資源利用促進計画書</p> <p>受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①建設発生土を搬出する工事</li> <li>②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事</li> <li>③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト及びその他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出する工事</li> </ol> <p>(9) 再生資源利用促進計画書の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(3) 建設発生土搬出のお知らせ（建設発生土を100m<sup>3</sup>以上搬出する場合）</li> </ol> <p>受注者は、本工事から建設発生土を100m<sup>3</sup>以上搬出する場合は、搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口宛てに「建設発生土搬出のお知らせ」（東京都建設リサイクルガイドライン掲載様式）を提出しなければならない。なお、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付する。</p> <p>(4) 汚染土壌の処理</p> <p>受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引」（環境局ホームページに最新版を掲載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。</p> <p>エ 建設リサイクル法に係る手続</p> <p>受注者は、本工事の施工に当たる、建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という。）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」（東京都）については、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照する。</p> <p>オ 有害物質のチェック</p> <p>受注者は、本工事の施工に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質チェックリスト」に記載し、監督員に提出する。</p> <p>カ 工事情報の登録等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本工事は、COBRISの登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにCOBRISにデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。また、受注者は、COBRIS若しくは国土交通省HPに公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画書の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。</li> </ul> <p>(問合せ先)</p> <p>一般財団法人日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター（カスタマーセンター） 所在地〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル2階 電話 03-3505-0416 FAX03-3505-0520 https://www.recycle@jacic.or.jp E-mail recycle@jacic.or.jp</p> <p>キ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の掲示</p> <p>関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示すること。</p> <p>ク リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認</p> <p>建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。</p> <p>(7) 再生資源利用実施書</p> <p>受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①土砂を搬入する工事</li> <li>②碎石を搬入する工事</li> <li>③加熱アスファルト混合物を搬入する工事</li> </ol> <p>(4) 再生資源利用促進実施書</p> <p>受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①建設発生土を搬出する工事</li> <li>②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事</li> <li>③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト及びその他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出する工事</li> </ol> <p>(9) リサイクル阻害要因説明書</p> <p>工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざるを得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。</p>																
<p>(3) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。</li> <li>2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。</li> </ol>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>工事名</td> <td colspan="3">高幡団地市営住宅2号棟屋根・外壁等改修工事</td> </tr> <tr> <td>図面番号</td> <td>特-01</td> <td>図名</td> <td>特記仕様書 1 / 4</td> </tr> <tr> <td>作成</td> <td>年 月 日</td> <td>設計・監理</td> <td>日野市総務部建築営繕課</td> </tr> <tr> <td>訂正</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工事名	高幡団地市営住宅2号棟屋根・外壁等改修工事			図面番号	特-01	図名	特記仕様書 1 / 4	作成	年 月 日	設計・監理	日野市総務部建築営繕課	訂正	年 月 日				
工事名	高幡団地市営住宅2号棟屋根・外壁等改修工事																		
図面番号	特-01	図名	特記仕様書 1 / 4																
作成	年 月 日	設計・監理	日野市総務部建築営繕課																
訂正	年 月 日																		

- ①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合
- ②建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合
- ③土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合
- ④碎石の利用工事において新材を使用する場合（多摩地区における再生粒度調整碎石は除く）
- ⑤アスファルト混合物の利用工事において新材を使用する場合（N7（旧D）交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する）
- ⑥現場内で分別を行わない場合
- (4) 搬入完了報告書（鳥しよにおける工事の場合）
- ケ マニフェスト等の提示
- (7) マニフェストの提示
  - 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

- (4) 集計表の提出
  - 受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。
- (9) リサイクル伝票の提示
  - 受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写してもよい）を監督員に提示する。
  - その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。（具体的には、再生利用認定制度や再生利用制度（個別指定）等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が不要な再生が対象となる。）
- (4) リサイクル証明書の提示
  - 受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したりサイクル証明書（写してもよい）を監督員に提示する。

- (2) 建設副産物の処理は、次による。
- ア 現場において再使用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。
- (7) 建設発生土の再利用
  - 埋戻し土及び盛土については、次による。
  - 受注者は、土材料を工事現場に搬入する場合、搬入元の管理者に対して受領書を交付する。指示が無い場合は建設発生土の使用を標準とし、建設発生土の品質、適用用途等は「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）によるものとする。
  - 指定処分を行う工事が土材料を調達する場合は、建設発生土を搬出する同一の搬出先から土材料を調達すること（セット利用）を原則とする。
  - 上記により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

- 現場で発生した建設発生土を使用する。
  - 次のストックヤードから、ストック土（第 種建設発生土）を搬入する。
    - ストックヤード（ 区・市 地先）
  - 次の他工事からの建設発生土を受け入れる。運搬は、発生側工事による。
    - 建設工事（ 区・市 地先）
    - なお、受注者は工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議する。
  - 東京都建設発生土再利用センターからストック土（第 種建設発生土）を搬入する。
  - 東京都建設発生土再利用センターから改良土（第 種建設発生土）を搬入する。
  - コンクリート塊を原料とした再生砂（RC-10等）を使用する。
    - なお、六面クロムについて、平成3年8月23日付環境庁告示第46号による測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認する。また、試料には再生砂製品を直接使用し、1購入先当たり1機体の試験を行う。
  - 次の場所から、 土を搬入する。
    - 搬入元名称（ 区・市 地先）
- ・
- (4) 建設廃棄物の現場内再利用
  - 現場内においては、次の方法で建設副産物の再利用を図る。
    - コンクリート塊については、粒の大きさを mm以下に砕いて埋め戻し、（路盤材料・ ）に再利用する。
    - 伐採材及び伐根材については、現場においてチップ状に破砕する等加工し、（チップ舗装・堆肥・木杭・ ）に再利用する。
    - 発生する については、 に再利用する。

- なお、再生資源の材料仕様は、「1.4.2 材料の品質等(8)」による。
- ウ 発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次による。
  - (7) 発注者に引渡しを要するものは、次による。
    - ・
    - ・
    - (4) 特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、次によるほか、処理方法については、追記2の「特別管理産業廃棄物及び特定物質等の建設副産物の処理及び回収」による。
  - 「1.5.1 事前調査(1)」及び「第29章 石綿除去工事」による。
  - ・
  - ・
  - ア 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。
  - (7) 建設発生土の取扱い
    - 受注者は、建設発生土を次の場所へ搬出し、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する資源有効利用促進法省令の取組（再生資源利用促進計画の作成、提出と説明、通知、掲示、報告、保存並びに受領書による管理等）を実施する。
      - ・ 現場内利用（工事現場外一時置き）
        - ストックヤード（ 区・市 地先）へ搬出し、一時置きをする。仮置きを行う場合は、周辺環境に配慮し、必要な措置を講じる。
      - ・ 工事間利用
        - 次の工事現場へ搬出する。
      - なお、受注者は、工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議をする。
        - 建設工事現場（ 区・市 地先）
        - 搬出に先立ち、土壌汚染対策法施行規則及びダイオキシン類対策特別措置法に従った土質試験を搬出前に実施し、その結果を工事間利用先工事の発注部局に通知する。なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。

- 指定処分Ⅰ（最終搬出先の記録の作成、保存が不要）

- 本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。
  - 受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。
  - ・ 東京都建設発生土再利用センター（（公財）東京都都市づくり公社）へ搬出する。
  - ・ 株式会社建設資源広域利用センター（以下「URC」という。）事業地の次の場所へ搬出する。
    - 地区（ 区・市 地先）
  - ・ 中央防波堤内側埋立地（東京港埠(ふ)頭株式会社）へ搬出する。
  - ・ 新海面処分場（新海面埋立地及び中央防波堤外側埋立地：東京港埠(ふ)頭株式会社）へ搬出する。
  - ・ 搬出先名称（（ 区・市 地先））へ搬出する。
    - （ 区・市 地先）
    - ・指定処分Ⅱ（最終搬出先の記録の作成、保存が必要）
- 本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。以下の搬出先は、最終搬出先の記録の作成、保存を行わなければならない。
- 受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。

- 最終搬出先の記録を作成するため、本工事から搬出された建設発生土が他現場の建設発生土と混合しないよう搬出先では区分管理されるようにする。万が一、他現場の建設発生土と混合してしまった場合は、混合した建設発生土全量を対象に最終搬出先の記録を作成する。
  - 搬出先名称（（ 区・市 地先））へ搬出する。
    - （ 区・市 地先）
  - ・
  - (4) 異物混入の防止
    - 受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たっては、コンクリート塊、木くず、金属くず等と分別し、これらの異物が混入しないよう搬出・運搬しなければならない。
    - 受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たり、現場での分別状況を写真撮影し、工事記録写真に含めて監督員に提出しなければならない。ただし、建設発生土の掘削のみの場合など異物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。

- (9) 建設廃棄物の取扱い
  - 受注者は、COBRIS等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。
  - 本工事では、次の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、事前に監督員の承諾を得た場合は、受注者はこれ以外の施設を選定することができる。
  - なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

- ・ コンクリート塊
  - （住所／搬出距離／搬出量／搬出条件等）
  - 住所 丁目 番 号
  - 搬出距離 約 km 搬出量 約 m<sup>3</sup> 搬出条件：
- ・ アスファルト・コンクリート塊
  - 住所 丁目 番 号
  - 搬出距離 約 km 搬出量 約 m<sup>3</sup> 搬出条件：
- ・ 建設泥土
  - 住所 丁目 番 号
  - 搬出距離 約 km 搬出量 約 m<sup>3</sup> 搬出条件：
- ・ 建設発生木材（原則として再資源化施設への搬出とする）
  - 住所 丁目 番 号
  - 搬出距離 約 km 搬出量 約 m<sup>3</sup> 搬出条件：
- ・ 建設混合廃棄物
  - 住所 丁目 番 号
  - 搬出距離 約 km 搬出量 約 m<sup>3</sup> 搬出条件：
- ・
- ・ 住所 丁目 番 号
- 搬出距離 約 km 搬出量 約 m<sup>3</sup> 搬出条件：
- ・
- ・ 住所 丁目 番 号
- 搬出距離 約 km 搬出量 約 m<sup>3</sup> 搬出条件：

- (4) 有価物の取扱い
  - 建設副産物のうち、有価物については自由処分とする。受注者は処分後、売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。
  - また、有価物として処分できない場合には、事前に監督員に協議の上、建設廃棄物として処分することができる。なお、建設廃棄物として処分する場合には、(9)の規定による。（有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日環循発第2104141号）等を参照すること。）
  - カ クレオソート油等を含む建設発生木材の処理
    - クレオソート油、CCA（クロム、銅、ひ素の化合物）及びクロルデン類（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）第1条8号に規定する物質をいう。）が注入又は塗布された建設発生木材の処理に当たっては、当該物質が注入または塗布されていない部分と可能な限り分離、分別した上で、廃棄物処理施設での焼却処分又は管理型最終処分場での埋立処分とする。なお、焼却を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及びダイオキシン類特別措置法（平成11年法律第105号）の基準を満たす焼却炉を有する施設を選定し、適切に処理する。
    - キ セッコウボードの処理方法は、次による。
      - せっこうボードの撤去に際しては、せっこうボードの裏面に印刷されている製造会社名等により、石綿・ひ素・カドミウム等の含有の有無を確認し、監督員に報告する。含有が確認された場合には、関係法令に基づき適切に処理するとともに、監督員に処理について協議を行う。
    - (9) (7)及び(4)以外の石膏ボードの処理は次による。
      - ・ 最終処分場とする。
      - ・ 再資源化とする。
  - ク PCB含有シーリング材の処理は、次による。
  - (7) PCB含有シーリング材の分析調査及び撤去は、次による。
    - ・
  - 1.1.17 過積載の防止
    - 本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。
    - 「過積載防止対策マニュアル」は、東京都財務局ホームページを参照する。

- 1.1.19 保険の加入及び事故の補償
  - 本工事において、受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。
  - ※法定外の労災保険とは、公共工事等で従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。
  - 1.1.26 住宅瑕疵(か)し担保履行法に基づく資力確保措置
    - (1) 「特定住宅瑕疵(か)し担保責任の履行の確保に関する法律」（平成19年法律第66号）に基づく保険の加入又は保証金の供託の適用については、次による。
      - ・ 適用する。
      - ・ 適用しない。

## 第2節 工事関係図書

- 1.2.1 実施工程表
  - (2)全体工期から別契約の関連工事に要する機器等の総合試運転及び調整期間を差し引いた概成工期（第1編「1.5 工事期間」に明記された場合は、これによる。）を定め、関連工事の作業と競合する部分の建築工事の仕上り等は、「概成の日」までに完成するよう工程表を作成する。
    - また、工事の完了が、別契約の関連工事と同時しゅん功の場合は、これらの調整が完了した日を工事完了日とする（別契約の関連工事は、「1.1.11 別契約の関連工事」による。）
    - なお、工程表には「概成の日」を明記し、関連工事との連絡調整を十分に行い、工期末に同時しゅん功するよう協力する。
- \* 概成工期の概念図（概成工期の定義は標準仕様書「1.1.2 用語の定義(26)による。」）

## 1.2 2 施工計画書

- (5) 「2.2.4 足場、仮囲い等」において指定された仮設の施工計画書については、監督員の承諾を受ける。

## 1.2.3 施工図等

- (4) 施工図等において、営業秘密が含まれており、事後の情報開示等に支障がある場合には、別途協議すること。

## 1.2.4 工事の記録等

- (5) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。
  - 作成する。
  - ・ 作成しない。
- エ 写真帳の提出は、次による。
  - 工事完了時に提出する。
- なお、写真帳とは工事記録写真を工種、区分ごとに施工順序に従い系統だてて整理し、必要に応じてキーبران、説明図を添付したものである。

- (8) 工事状況記録ビデオ
  - 作成しない（注：日野市議会上程案件以外の場合は作成しない。）。
  - ・ 工事状況を撮影・編集したDVD等については、次のとおり提出する。

## 第3節 工事現場管理

- 1.3.3 電気保安技術者
  - 工事現場におく電気保安技術者は、「電気事業法」（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行うものとする。
    - 配置する。
    - 配置しない。

## 1.3.5 施工条件

- (2) 施工順序は、次による。
  - ・ 図面による。
  - ・
- (3) 工事用車両の駐車場所及び資機材の置き場所は、次による。
  - ・ 図示による。
  - ・
- (4) 施工条件は、次による。
  - ・
  - ・

## 1.3.7 施工中の安全確保

- (3) 「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）第30条第2項における同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）については、次による。
  - 本工事の受注者を指名する。
  - ・ 本工事の受注者を指名しない。
- なお、この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。また、「労働安全衛生法」第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。
- ア 統括安全衛生責任者
- イ 元方安全衛生管理者
- ウ 店社安全衛生管理者

## 第4節 材料

## 1.4.1 環境への配慮

- (1) 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下、「環境物品等」という。）の調達等は、原則として、次による。
  - 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照する。
- ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。

- (7) 特別品目
  - 建設発生土、改良土
  - 環境配慮型型枠（複合合板型枠等）
- 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（東京都）より抜粋
  - 環境配慮型型枠について
- 工事の種類、工種、使用部位等に対応する最適なコンクリート型枠を使用するものとし、熱帯雨林を使用しないか又は使用を抑制した型枠（合板型枠（材料は以下ただし書きの①、②を満たすもの

- に限る。）、金属型枠、再生木材型枠、再生樹脂混入木材型枠、樹脂製型枠、再生樹脂製型枠等）であること。
- 再生資源化施設や熱利用（回収、供給）が可能な施設において再資源化等が可能なものであること。
- 製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。
- 中古品を使用した場合でも、環境配慮型型枠であると区別できるのは環境配慮型型枠として扱う。ただし、施工管理上の理由などによりやむを得ず熱帯雨林材合板を使用する場合は、認証材（FSC、PEFCまたはSGECによるもの、又は以下の①、②の条件を全て満たすものであること。
  - ① 原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材
  - ② 持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの
- なお、国産材合板又は針葉樹材合板、若しくは複合合板を使用する場合も認証材、又は上記①、②の条件を全て満たすものであること。

- 再生クラッシャー
- 再生粒度調整砕石
- 再生加熱アスファルト混合物
- 再生加熱アスファルト処理混合物
- 多摩産材を用いた建築材料
- 国産木材を用いた建築材料
- 低 VOC 塗料
- エコセメントを用いたコンクリート二次製品
- スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品
- ノンフロン断熱材
- 再生骨材（O L ・ M）を用いたコンクリート
- ・ 再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート
- ・ 再生木質ボード類
- ・

- (4) 特定調達品目
  - 建設機械
  - ビニル系床材
  - フローリング
  - 陶磁器質タイル
  - ・ 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材、直交集成材）
  - ・ 日射調整フィルム
  - ・
  - (9) 調達推進品目
  - ・
  - ・

- イ 受注者は、ア以外のもので、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、積極的に使用するものとする。
- ウ 受注者は、環境物品等の各品目の「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。
- エ 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を根拠を踏まえて作成し、監督員に提出する。また、当該チェックリストの電子情報を格納した電子媒体を、併せて監督員に提出する。
- なお、チェックリストは、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照すること。

- (2) ホルムアルデヒド放散量について、放散等級の表示によらないものは以下のとおりとする。
- 1.4.2 材料の品質等
  - (1) 本工事に使用する材料のうち、新品を使用しなくてよいものは、次によるほか、(8)による。
  - ・
  - (8) 次の再生材の品質は、次による。
    - 次の材料の品質は、「土木材料仕様書」（東京都建設局）による。（土木材料仕様書については、東京都建設局ホームページを参照する。）
- ア 再生クラッシャー(RC-40、RC-30)
- イ 再生粒度調整砕石 (RM-40、RM-30)
- ウ 再生砂(RC-10)
- エ 再生加熱アスファルト混合物
- オ 改良土
- カ 粒状改良土
- キ 流動化処理土
- ク 再生骨材Lを用いたコンクリート
- ケ コンクリート用再生骨材H
- コ 再生粒度砕石（浸透トレンチ用)
- ・

- (2) 再生砕石（RC-10）
- エ 再生加熱アスファルト混合物
- オ 改良土
- カ 粒状改良土
- キ 流動化処理土
- ク 再生骨材Lを用いたコンクリート
- ケ コンクリート用再生骨材H
- コ 再生粒度砕石（浸透トレンチ用)
- ・

- 1.4.4 材料の検査等
  - (1) 本工事に使用する材料は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（東京都財務局）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。
  - (6) コンクリートの圧縮強度試験は、「6.9.3 コンクリートの圧縮試験」(2)オの構造体コンクリートの強度の判定（表6.9.3 供試体の養生方法、材齢及び試験回数）用に作成された供試体を用いて行う、「6.9.5 構造体コンクリート強度の判定」をいう。
  - 標準仕様書に定める試験機関等については、東京都都市整備局ホームページに登載されているので、参照する。

工事名	高幡団地市営住宅2号棟屋根・外壁等改修工事		
図面番号	特-02	図名	特記仕様書 2 / 4
作成	年 月 日	設計・監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年 月 日		

## 第5節 石綿含有建材の調査

### 1.5.1 事前調査

- (1) 本工事の対象である建築物その他の施設等において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。
  - 分析調査結果による。
  - 図面による。

- 次による。

材料の種類	使用箇所		使用規模 (㎡)	備考
	室名	部位等		
【石綿含有成形板】				
・石綿スレート	集会室	屋根		既存図に表記あり

- (2) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は同様の調査を行う。これには外構工事における工作物等も含む。なお、事前調査を行うことができる石綿等に関する知識を有する者等とは以下の者である。
  - 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年10月23日 厚生労働省 国土交通省 環境省告示第1号 令和2年7月1日改正）に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）
  - （一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものただし、戸建て住宅及び共同住宅の住戸部分の内部の事前調査に限っては、前記「登録規定」に基づく講習を修了した戸建て等石綿含有建材調査者も行うことができる。

また、事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。
なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。

（参考）

【報告対象となる工事】

- 解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
- 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。

※事前調査結果の報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。

詳細は、厚生労働省HP「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局HP「東京都アスベスト情報サイト」等を参照

工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。なお、新たに分析調査を行う場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

- (3) 分析方法は、次による。
「建材中の石綿含有率の分析方法について」[平成18年8月21日付け基発第0821002号（厚生労働省）（令和3年12月22日付け基発1222第18号により一部改正）参照]
  - JIS A 1481-1（定性分析）
  - JIS A 1481-2（定性分析）
  - JIS A 1481-3（定量分析）
  - JIS A 1481-4（定量分析）
  - JIS A 1481-5（定量分析）

「分析を行う者は、十分な経験及び必要な能力を有するもの」については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省・環境省）の「調査を適切に行うために必要な知識を有する者」に関する記載を参考とする。また、試料採取に際して、石綿の飛散防止を徹底するとともに、採取後は石綿飛散防止剤（固化剤）を散布し、粉じんが飛散しないよう補修する。

- 本工事であらかじめ分析調査を指定する箇所は次による。

材料の種類	使用箇所		備考
	室名	部位等	
・吹付タイル	本体棟	外壁	
・アクリルリシン	本体棟	軒裏	

### 第7節 施工

#### 1.7.7 排出ガス対策型建設機械

次の建設機械には、排出ガス対策型を用いるものとする。

- 一般工用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW）
  - バックホウ
  - ホイールローダ
  - ブルドーザ
  - 発電発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）
  - 空気圧縮機（可搬式）
  - 油圧ユニット（基礎工用用機械で独立したもの）
  - ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）
  - ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ又は振動ローラ）（「道路運送車両法」（昭和26年法律第185号）による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）

#### 1.7.8 低騒音・低振動型建設機械

- (1) 次の建設機械には、低騒音型を用いるものとする。

ア バックホウ
イ クラムシェル
ウ トラクターショベル
エ クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン
オ 油圧式杭圧入引抜機
カ アースオーガー
キ オールケーシング掘削機
ク アースドリル

ケ ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー
コ アスファルトフィニッシャー
サ 空気圧縮機
シ 発電発電機
(2) 次の建設機械には、低振動型を用いるものとする。
ア バイプロハンマー

#### 1.7.9 化学物質の濃度測定

- (1) 化学物質の濃度測定は、次による。

- 測定は行わない。
- ・ 次のとおり第三者の専門業者に委託して測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認した上で、監督員に報告する。

#### 第9節 しゅん功図等

##### 1.9.1 完了時の提出図書

(1) 提出図書

ア しゅん功図は、次による。

- 作成する（「1.9.2 しゅん功図」による。）。
  - 作成しない。
- イ しゅん功写真は、次による。
  - 作成しない。
  - アルバムに編集し、監督員に提出する。アルバムの提出部数は、2部とする。なお、しゅん功写真の全ての著作権（「著作権法」（昭和45年法律第48号）第27条及び28条の権利を含む。）を発注者に譲渡すること。また、発注者の行為について著作権者人格権を行使しないこと。

ウ 保全に関する資料は、次による。

- 作成する（「1.9.3 保全に関する資料」による。）。
  - 作成しない。

#### 1.9.2 しゅん功図

しゅん功図面の作成に当たっては、監督員の承諾を得て設計原図を複写訂正し、しゅん功原図としてもよい。

種類、記入内容及び提出部数は、次による。

- (1) 電子データ版（CD-R等） 2部
- (2) 見開製本

(A1)	1部	（文字なし観音開き）
(A2)	2部	（文字なし観音開き）
(A3)	1部	（文字入り観音開き）

- (3) しゅん功原図 部

#### 1.9.3 保全に関する資料

- (1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。

- イ その他の保全に関する資料
  - 付属品等引渡し通知書
  - 試験成績書
  - 官公署届出書類（副本）
  - 官公署届出書類の写し
  - 鍵・備品・工具リスト
  - 保証書
  - 建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書、装置の運転説明書等）
- ※ 官公署届出書類及び保証書を除き、2部提出する。

- （第2章以下各章で記述のないものは標準仕様書に準じる。）

## 第2章 仮設工事

## 第1節 共通事項

### 2.1.3 仮設材料

- (2) 仮設材料のうち、次のものは新品を使用する。

- ・
- ・

### 第2節 縄張り、遣方、仮囲い、足場等

## 2.2.4 足場、仮囲い等

- (2) 仮囲いについては、別途指示する位置に次のものを設置する。
  - 万能鋼板 H＝3.0m
  - 波形鋼板 H＝1.8m
  - バリケードフェンス H＝1.8m

仮囲い以外の指定する仮設は、次による。

  - 仮設計画図による。
  - ・

- (3) 足場の組立、解体又は変更の作業に係る業務を行う場合は、安全衛生特別教育規程に定める、足場の組立等の業務に係る特別教育を修了した者又は足場の組立等作業主任技能講習を修了した者等が行うこととする。
  - ・
  - また、仮設足場については、次のものを想定している。
    - 足場の設置か所、シート等の設置については、図面による。
    - ・ 手すり先行枠組足場
    - 手すり先行くさび緊結式足場
    - ・

### 第3節 材料置場、下小屋その他仮設物

### 2.3.4 監督員事務所の規模、仕上げ、備品等

監督員事務所の設置は、次による。

- 設置しない。
- ・ 設置する。

## 第9章 防水工事

### 第3節 改質アスファルトシート防水

9.3.3 防水層の種類及び工程		
	防水層の工法による種類及び工程の種類、種別等は、次による。	
種 類	種 別	使用箇所
・屋根露出防水密着工法（トーチ工法）	・AS-T1	
	・AS-T2	
・屋根保護防水密着工法（常温粘着工法）	AS・PF	
・屋根露出防水絶縁工法（トーチ工法）	・AS-T3	
	・AS-T4	
・屋根露出防水絶縁工法（常温粘着工法）	AS-J1	
・屋根露出防水絶縁断熱工法（トーチ工法）	ASI-T1	
・屋根露出防水絶縁断熱工法（常温粘着工法）	ASI-J1	建物屋上防水

- (2) 屋根保護防水密着工法(常温粘着工法)における保護層の工程及び工法は、次による。

- ・
- (3) 屋根露出防水絶縁工法

脱気装置を設ける場合の材質及び設置数量は、次による。

  - ・
  - (4) 屋根露出防水絶縁断熱工法

脱気装置の種類及び設置数量は、次による。

防湿用シートの設置は、次による。

    - ・

### 第5節 塗膜防水

9.5.3 防水層の種類及び工程		
	防水層の種類及び工程による種別等は、次による。	
(1) ウレタンゴム系塗膜防水		
種別	使用箇所	
・X-1（絶縁工法）		
・X-2（密着工法）	・PCコンクリートジョイント目地 <ul style="list-style-type: none"><li>・集会室庇先端部</li></ul>	
イ 種別X-1における、脱気装置の種類及び設置数量は、次による。		
・		
(2) 改質アスファルト系塗膜防水		
種別	使用箇所	
・	・設備基礎など	

## 第7節 シーリング

被着体の組み合わせ	シーリング材の種類	
	記号	主成分による区分
金属	金属	MS-2 <ul style="list-style-type: none"><li>変成シリコーン系</li></ul>
	コンクリート、石、タイル	
	ガラス	SR-1 <ul style="list-style-type: none"><li>シリコーン系</li></ul>
ALC	仕上げなし	MS-2 <ul style="list-style-type: none"><li>変成シリコーン系</li></ul>
	仕上げあり	PU-2 <ul style="list-style-type: none"><li>ポリウレタン系</li></ul>

	押出成形セメント版	MS-2	変成シリコーン系
ガラス	ガラス	SR-1	シリコーン系
石	石（外壁乾式工法以外）	PS-2	ポリサルファイド系
コンクリート	プレキャストコンクリート	MS-2	変成シリコーン系
	打継目地 <ul style="list-style-type: none"><li>ひび割れ誘発目地</li></ul>	仕上げなし	PS-2 <ul style="list-style-type: none"><li>ポリサルファイド系</li></ul>
		仕上げあり	MS-2 <ul style="list-style-type: none"><li>ポリウレタン系</li></ul>
	石、タイル	PS-2	ポリサルファイド系
	ALC	仕上げなし	MS-2 <ul style="list-style-type: none"><li>変成シリコーン系</li></ul>
		仕上げあり	PU-2 <ul style="list-style-type: none"><li>ポリウレタン系</li></ul>
押出成形セメント版	仕上げなし	MS-2 <ul style="list-style-type: none"><li>変成シリコーン系</li></ul>	
	仕上げあり	PU-2 <ul style="list-style-type: none"><li>ポリウレタン系</li></ul>	
タイル	タイル	PS-2	ポリサルファイド系
アルミニウム製建具等の工場シール			
内部水回り		SR-1	シリコーン系

### 第18章 塗装工事

### 第3節 さび止め塗料塗り

さび止め塗料は、原則として鉛を含まないものとする。ただし、これによりがたい場合は監督員と協議する。

- 

## 第23章 防水改修工事

標準仕様書による。

- 

## 第24章 外壁改修工事

## 第1節 共通事項

24.1.5 外壁改修工法の種類		
外壁改修工法は下記を標準とし、既存劣化状況に応じて工法を監督員と協議すること。		
既存外壁仕上げ	改修工法	
ひび割れ部	○樹脂注入工法 <ul style="list-style-type: none"><li>・リカットシール材充填工法</li> <li>・シール工法</li></ul>	
	欠損部	○充填工法 <ul style="list-style-type: none"><li>・モルタル塗り替え工法</li></ul>
浮き部	○アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 <ul style="list-style-type: none"><li>・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法</li> <li>・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法</li> <li>・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法</li> <li>・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法</li> <li>・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法</li></ul>	
		・充填工法 <ul style="list-style-type: none"><li>・モルタル塗替え工法</li></ul>

工事名	高幡団地市営住宅2号棟屋根・外壁等改修工事		
図面番号	特-03	図名	特記仕様書 3 / 4
作成	年 月 日	設計・監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年 月 日		

24.1.6 外壁改修塗り仕上げの種類

外壁改修塗り仕上げは、次による。

既存外壁仕上げ		改修工法	
・塗り仕上げ	劣化、剥離、ひび割れ	全面	○薄付け仕上塗材塗り ・厚付け仕上塗材塗り ・複層仕上塗材塗り ○可とう形改修用仕上塗材塗り ・外壁用塗膜防水材塗り

仕上塗材の種類、呼び名、仕上げの形状等は、次による。

種類	呼び名	仕上げの形状等
・薄付け仕上げ塗材	○外装薄塗材E	○砂壁状 ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状 ・着色骨材砂壁状
○可とう形改修用仕上塗材	○可とう形改修塗材E ・可とう形改修塗材RE ・可とう形改修塗材CE	○ゆず肌状 ・平たん状 ・さざ波状

第3節 モルタル塗り仕上げ外壁の改修

24.3.6 樹脂注入工法 (24.2.5 樹脂注入工法)

樹脂注入工法の種類等は、次による。

注入工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/mm)	備考
・自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～1.0 未満	200～300	・	
			・	
・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～0.3 未満		・	
	0.3 以上～0.5 未満		・	
	0.5 以上～1.0 未満		・	
			・	

第5節 仕上塗材仕上げ外壁等の改修

24.5.4 既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整

(1) 既存塗膜の劣化部の除去は、次による。

工法	処理範囲	備考
・サンダー工法		
○高圧水洗工法	外壁 (住棟、ポンプ室、東電貸室)	
・塗膜剥離剤工法		
・水洗い工法		

第27章 塗装改修工事

第1節 共通事項

第2節 下地調整

27.2.1 施工一般

既存塗膜の除去範囲は、次による。

- 塗膜の劣化部分

27.2.3 鉄鋼面の下地調整

鉄鋼面の下地調整の種類等は、次による。

種 別	施工部位
・RA種	
・RB種	配管、鋼製建具、物干し金物、室外機ブラケット、タラップ、駐輪場等

・RC種	
------	--

第4節 さび止め塗料塗り

27.4.3 さび止め塗料塗り

(1) 鉄鋼面のさび止め塗料塗りの工程  
合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 及びつや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EPG) の場合

種 別	使用箇所
・A種	配管、鋼製建具、物干し金物、室外機ブラケット、タラップ、駐輪場等
・B種	
・C種	

耐候性塗料塗り (DP) の場合

種 別	使用箇所
・A種	
・B種	
・C種	

第5節 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)

27.5.2 木部の合成樹脂調合ペイント塗り

木部の合成樹脂調合ペイント塗りの種別等は、次による。

種 別	使用箇所
・A種	
・B種	物干し金物、室外機ブラケット、タラップ、駐輪場等
・C種	

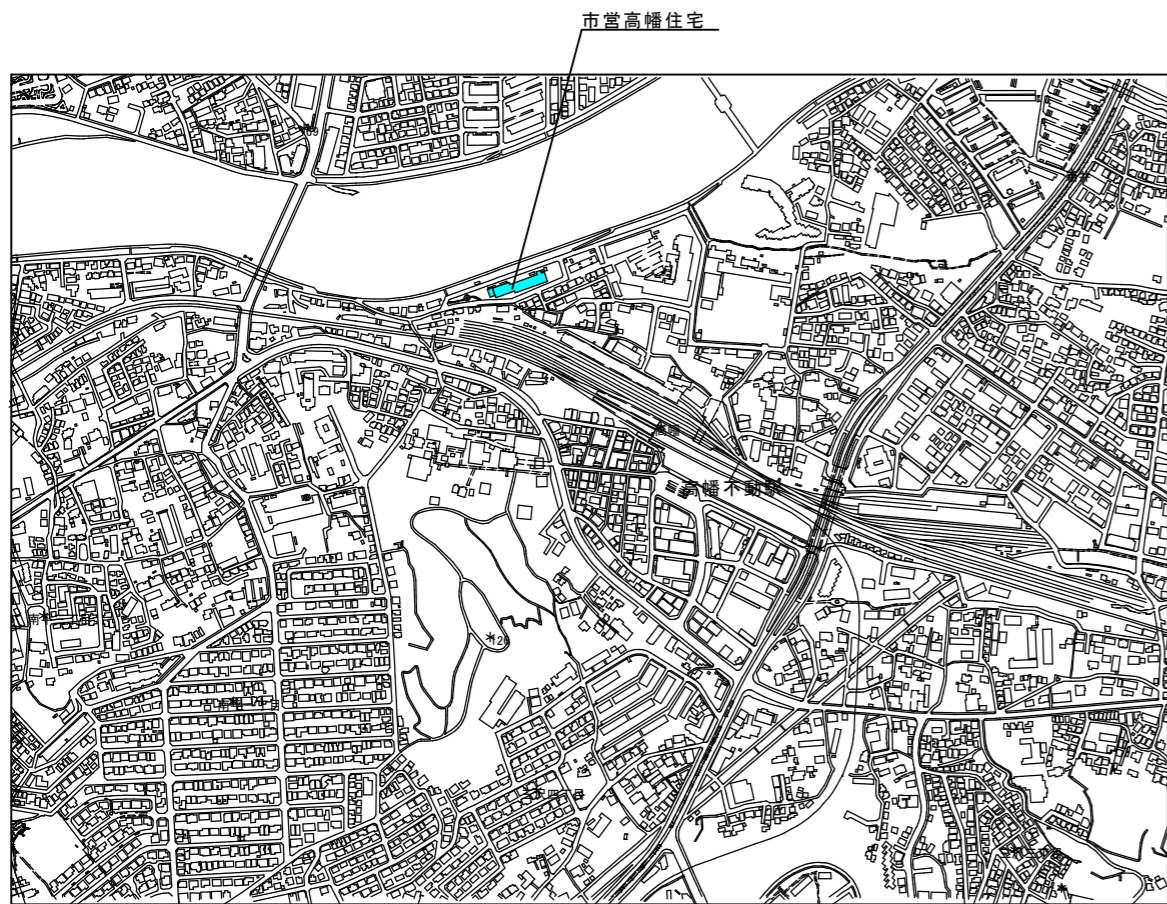
第8節 耐候性塗料塗り (DP)

27.8.2 鉄鋼面の耐候性塗料塗り

鉄鋼面の耐候性塗料塗りの上塗り塗料の等級等は、次による。

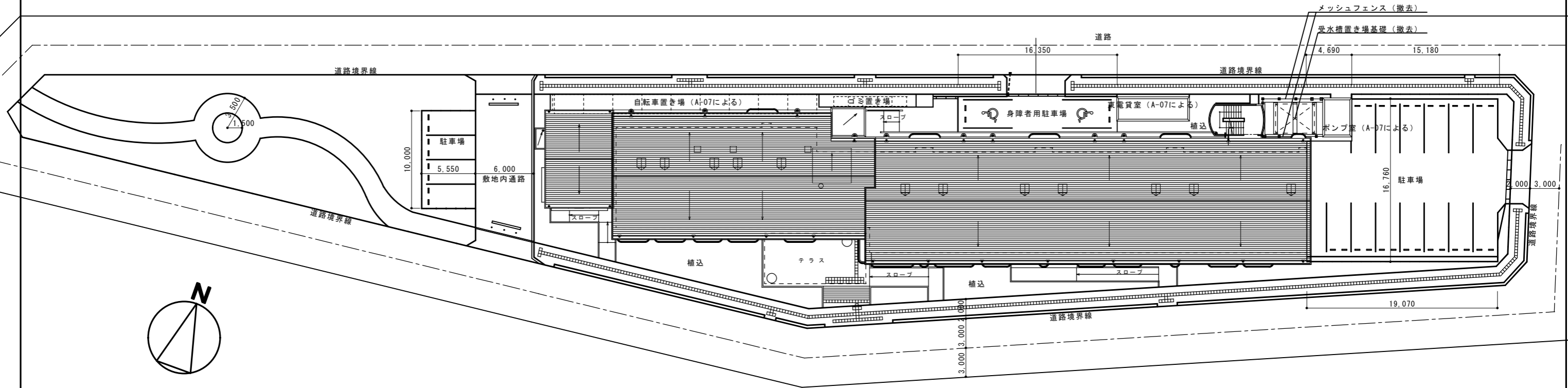
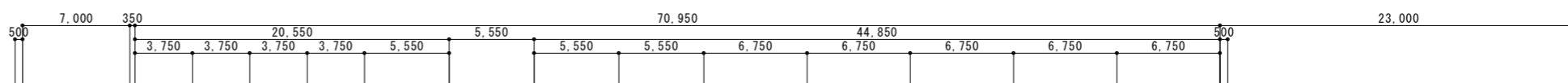
上塗り塗料の等級	使用箇所
・1級	
・2級	
・3級	配管、鋼製建具等

工事名	高幡団地市営住宅2号棟屋根・外壁等改修工事		
図面番号	特-04	図名	特記仕様書 4 / 4
作成	年 月 日	設計・監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年 月 日		



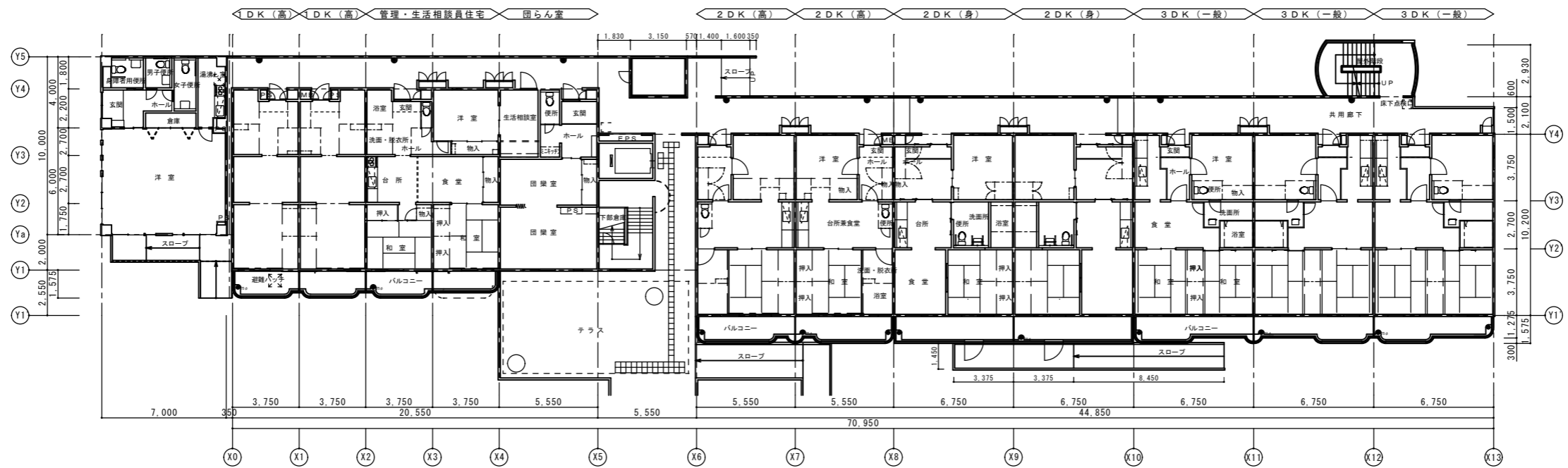
案内図 S=1/5000 (A1), 1/2500 (A3)

		改修前	改修後	備考
住棟	屋根	(住棟) 下地 PC板素地 ジョイント部のみ防水処理 仕上 改質アスファルトルーフィングシート (着色砂付) A4.0系 アルミ押え金物付 底 見付 PC板下地 吹付タイル 目地部 ポリウレタン系シーリング材 底 裏 PC板下地 アクリルシン吹付 目地部 ポリウレタン系シーリング材 (集塵室) 下地 コンクリート素地 仕上 化粧石綿スレート瓦五 アスファルトルーフィング 底 見付 コンクリート素地の上吹付タイル 底 裏 アクリルシン吹付	(住棟) 屋上 : 既存水洗い工法の上、改質アスファルトシート防水常温粘着工法2層通気 絶縁断熱工法A S1-J1 (復層) 保護塗料仕上げ 排水側溝部: 絶縁工法A S-J1 (復層) 保護塗料仕上げ (集塵室) 屋上 : 既存水洗い工法の上、粘着層付改質アスファルトルーフィング アスファルトシングル葺き 排水側溝部: ウレタン塗膜防水 (X-2) 保護塗料仕上げ	屋上ハッチ・タラップ【SOP塗装】 改修ドレン【新設】
	外壁	外壁 (一般) PC板下地 吹付タイル (目地部ポリウレタン系シーリング材) 外壁 (兼設) PC板下地 吹付タイル (目地部ポリウレタン系シーリング材) (外部、内部階段室・妻壁とも) 底 見付 現場打コンクリート素地 (打抜き) 木コンクリートモルタル貼付、樹脂モルタル金コテ押え水切付 窓 庇 PC板窓庇先付下地 吹付タイル 出窓 カラーアルミ既成品 後付 (妻壁前のみ) 附属物 換気ガラリ100φ、設備機器用スリッパ106.5φ、壁幅75φ及び支持金物、窓手摺	外壁: 既存仕上げ高圧水洗工法の上、可とう形改修塗材E トップコート: アクリルシリコン樹脂塗料 鼻先: 既存仕上げ高圧水洗工法の上、可とう形改修塗材E トップコート: アクリルシリコン樹脂塗料 防水: 目地シーリング【PU】、サッシ周リシーリング【MS】【新設】	外壁調査 (外壁面・外部階段全般) 欠損部: 防錆処理+樹脂モルタル補修 クラック: エポキシ樹脂注入工法 浮き部: アンカーピンニング工法 ※補修数量は外壁数量調査に準ずる
	軒裏	PC板下地 アクリルシン吹付【既存のまま】 ※石綿分析調査対象	既存仕上げ高圧水洗工法の上、外装薄塗材E ローラー塗	
	屋外PC階段	踊場・踏面: PC板素地 床: モルタル敷込【既存のまま】 中壁: PC造 吹付タイル、吹放し【既存のまま】	床: モルタル敷込【既存のまま】 見上げ面: 既存仕上げ高圧水洗工法の上、外装薄塗材E ローラー塗 中壁: 既存仕上げ高圧水洗工法の上、可とう形改修塗材E	手摺: PC手摺 吹付タイル、吹放し
	バルコニー	床 : PC板素地【既存のまま】 接合部: 目地防水シーリング【撤去】 手摺 : PC手摺及びアルミ製【既存のまま】	床 : PC板素地【既存のまま】 接合部: 目地ウレタン防水【新設】 手摺 : アルミ製【クリアニング】	
東電貸室 ポンプ室	屋根	下地 コンクリート素地 仕上 ゴムアスファルトシート	屋上 : 既存水洗い工法の上、改質アスファルトシート防水常温粘着工法2層通気 絶縁断熱工法A S1-J1 (復層) 保護塗料仕上げ 排水側溝部: 絶縁工法A S-J1 (復層) 保護塗料仕上げ	屋上ハッチ・タラップ【SOP塗装】 改修ドレン【新設】
	外壁	外壁 コンクリート素地の上吹付タイル	外壁: 既存仕上げ高圧水洗工法の上、可とう形改修塗材E トップコート: アクリルシリコン樹脂塗料 鼻先: 既存仕上げ高圧水洗工法の上、可とう形改修塗材E トップコート: アクリルシリコン樹脂塗料 防水: 目地シーリング【PU】、サッシ周リシーリング【MS】【新設】	外壁調査 (外壁面・外部階段全般) 欠損部: 防錆処理+樹脂モルタル補修 クラック: エポキシ樹脂注入工法 浮き部: アンカーピンニング工法 ※補修数量は外壁数量調査に準ずる
	パラペット	吹付タイル【既存のまま】 アルミ笠木【撤去】	外壁仕上げ・屋上防水仕上げに準ずる アルミ笠木【新設】	
自転車置場	屋根: 折カラーアルミ鉄板 t=0.6【撤去】 支柱: 【既存のまま】	屋根: 折カラー鉄板 t=0.6【新設】 支柱: SOP塗装【新設】		
その他	壁補・呼継【既存のまま】 タラップ ステンレス製【既存のまま】 テレビアンテナ架台 コンクリート製【既存のまま】 換気口 (鋼製): 【既存のまま】 物干金物 (鉄部): 【既存のまま】 鋼製建具: 【既存のまま】 中継ドレン (バルコニー・階段室): 【既存のまま】	壁補・呼継: DP塗装3線【新設】 養生管【DP塗装塗替・再取付】 タラップ: SOP塗装【新設】 設備基礎: 改質アスファルト塗膜防水 換気口 (鋼製): SOP塗装【新設】 物干金物 (鉄部): SOP塗装【新設】 鋼製建具: DP塗装3線 (片面のみ・側面も除く)【新設】 中継ドレン (バルコニー・階段室): DP塗装3線【新設】	テレビアンテナ【仮設足場へ移設・復旧】	

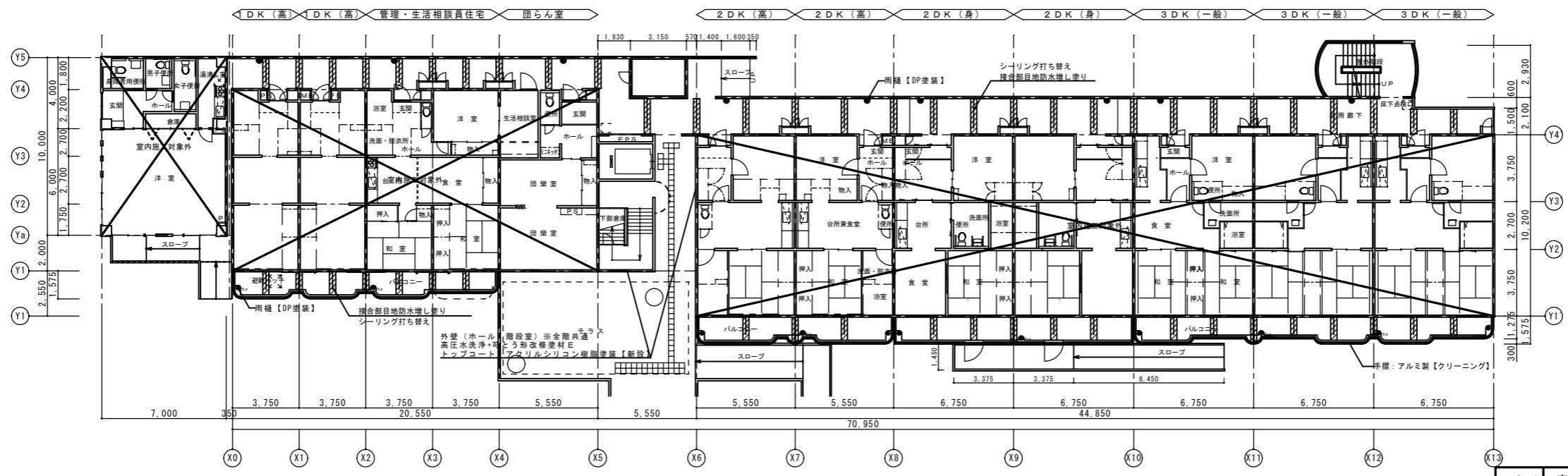


配置図 S=1/200 (A1), 1/100 (A3)

工事名	高幡団地市営住宅 (2号棟) 屋根・外壁等改修工事				
図番	A-01	図名	案内図・配置図・仕上げ表	縮尺	—
作成	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂正	設計 日野市総務部建築営繕課				
年月日					

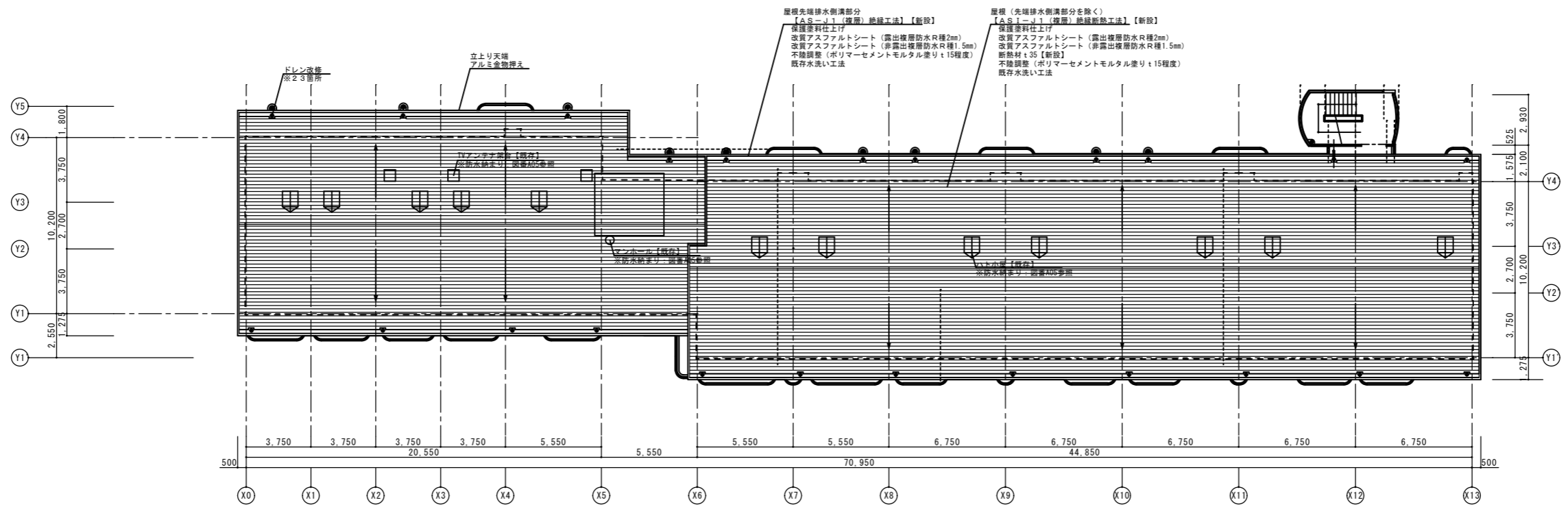
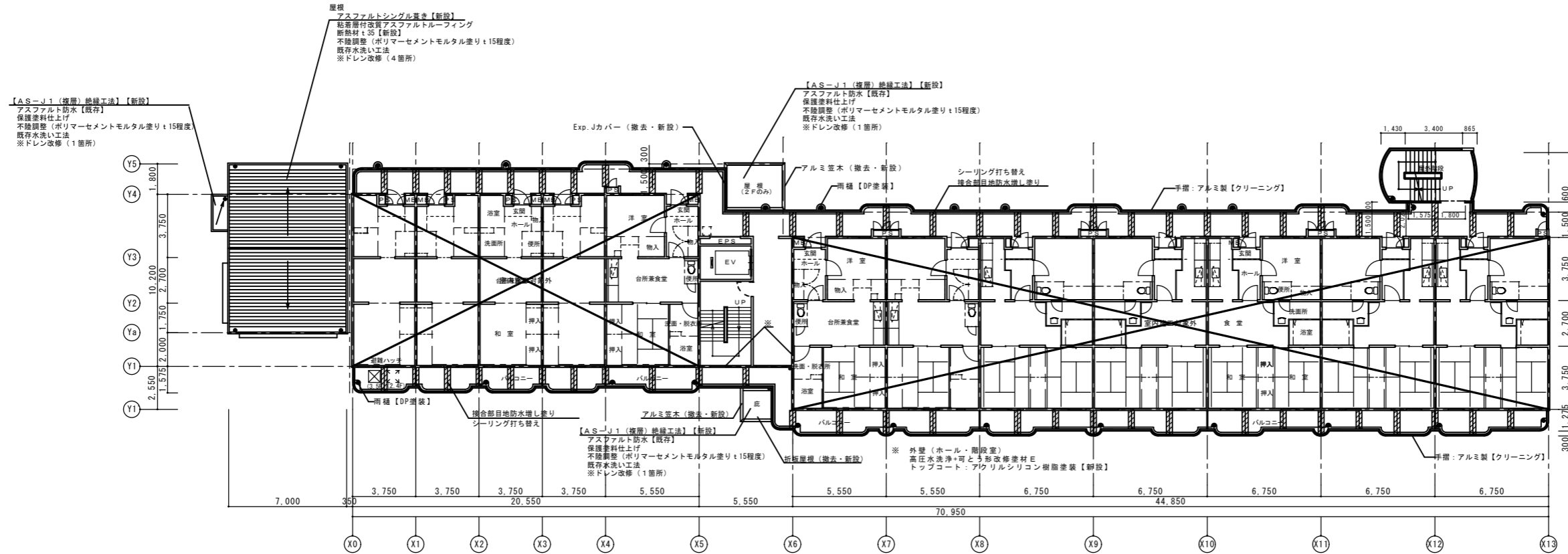


1階平面図 (改修前)

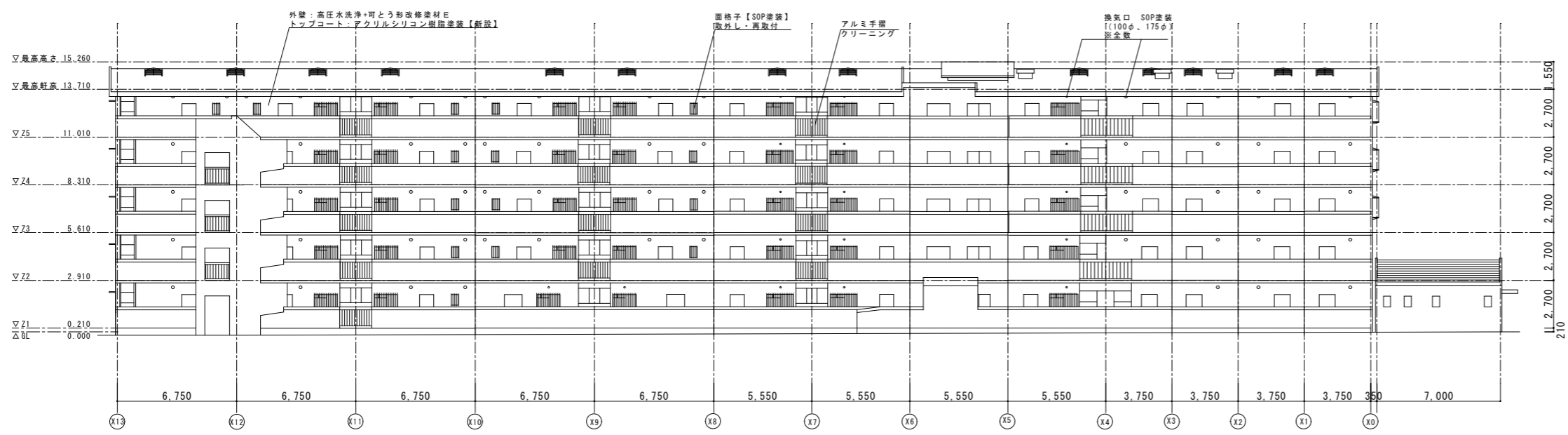
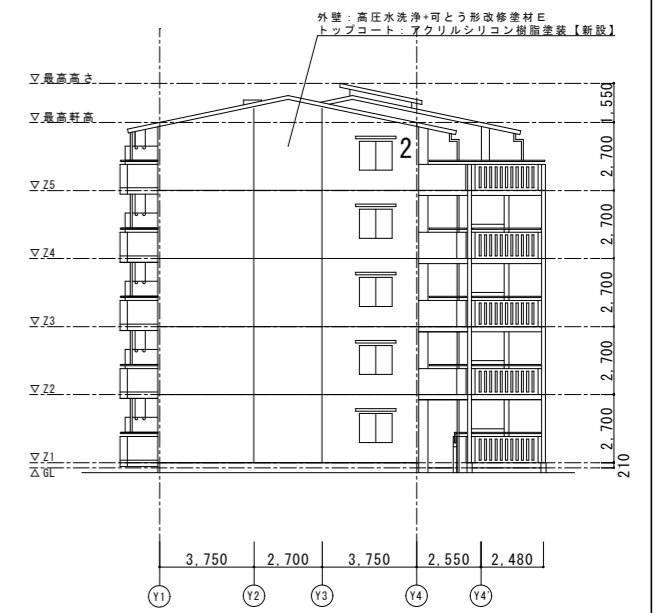


1階平面図 (改修後)

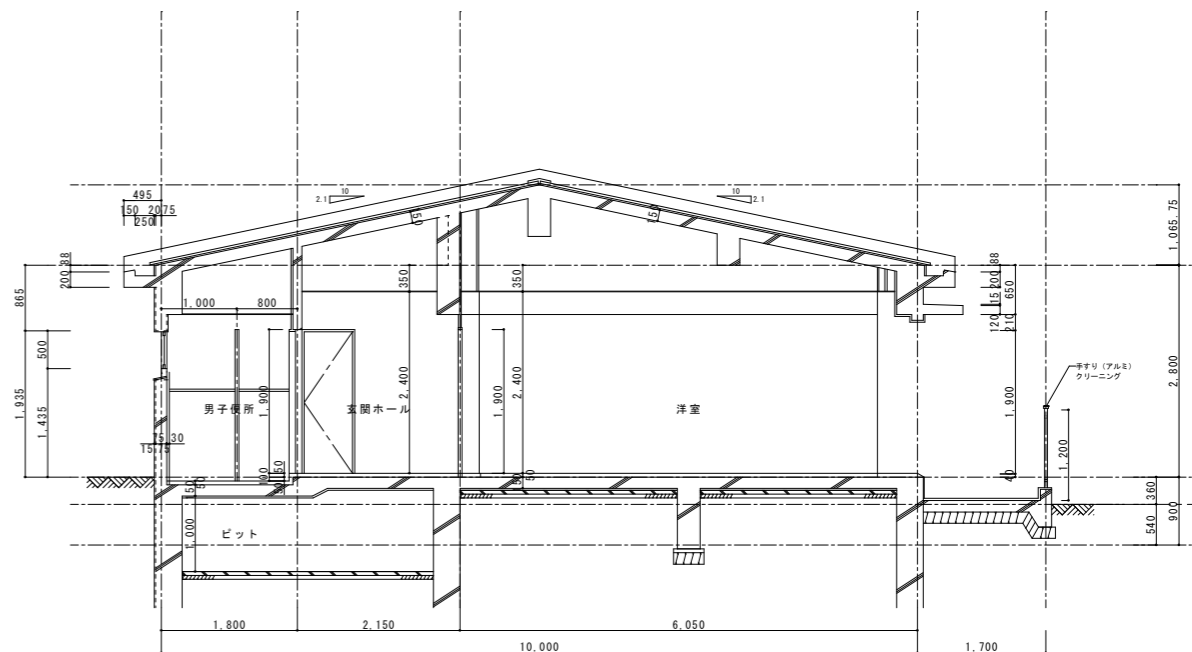
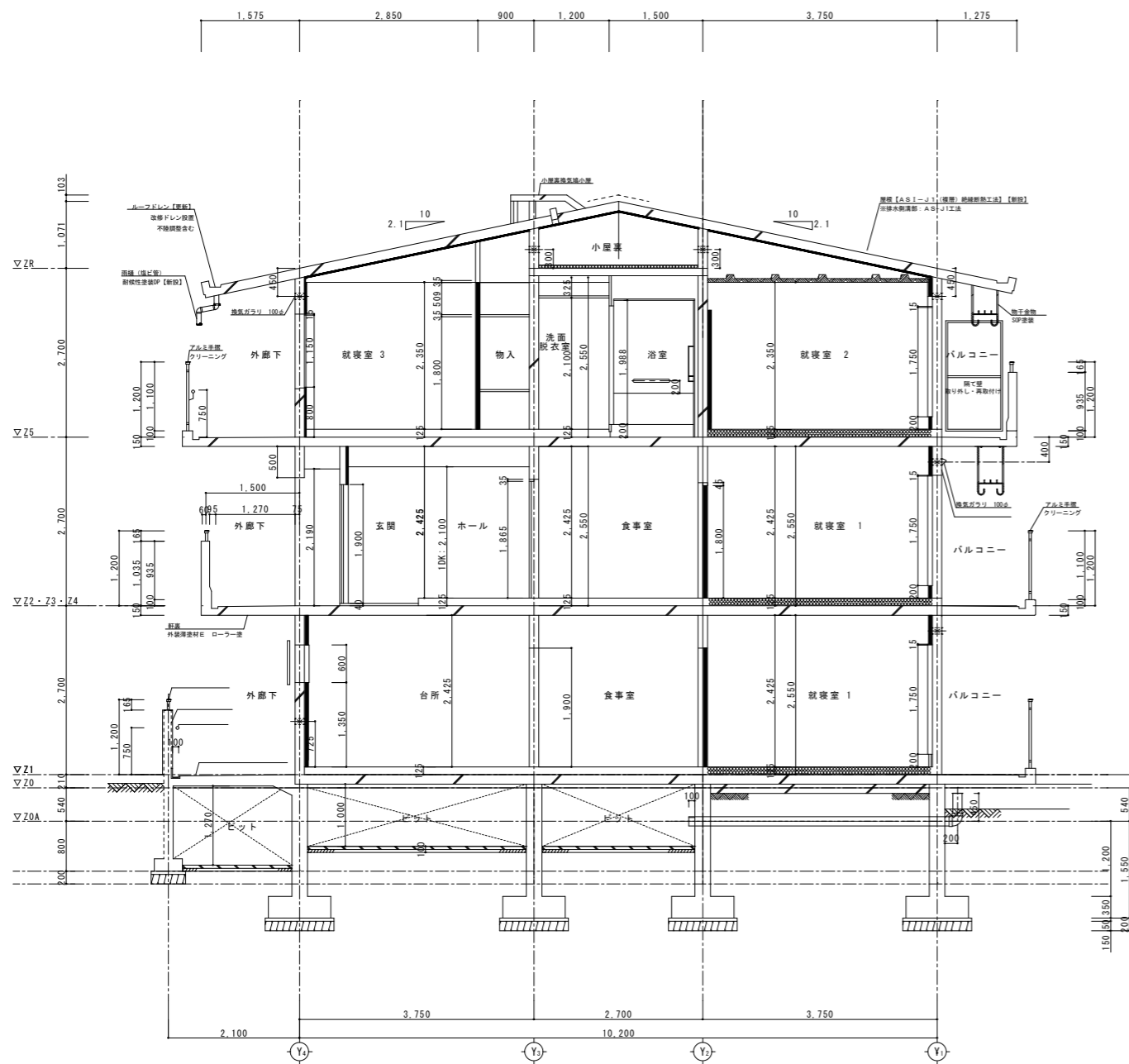
工事名	高幡団地市営住宅(2号棟)屋根・外壁等改修工事		
図番	A-02	図名	1階改修平面図 縮尺 1/100
作成	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正	設計 日野市総務部建築営繕課		



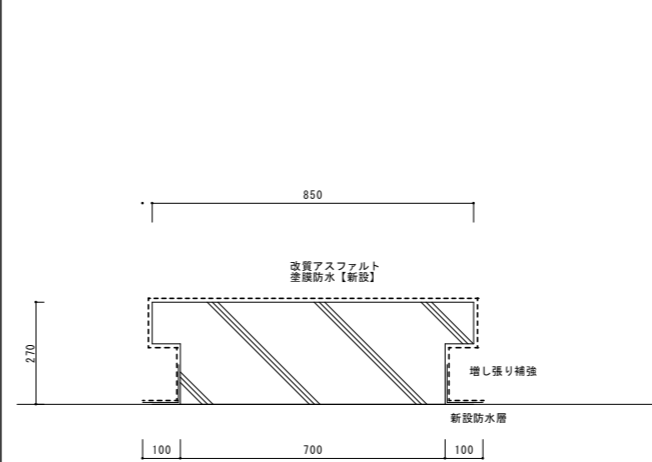
工事名	高幡団地市営住宅(2号棟)屋根・外壁等改修工事		
図番	A-03	図名	2~4・R階改修平面図 縮尺 1/50
作成	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正	設計 日野市総務部建築営繕課		



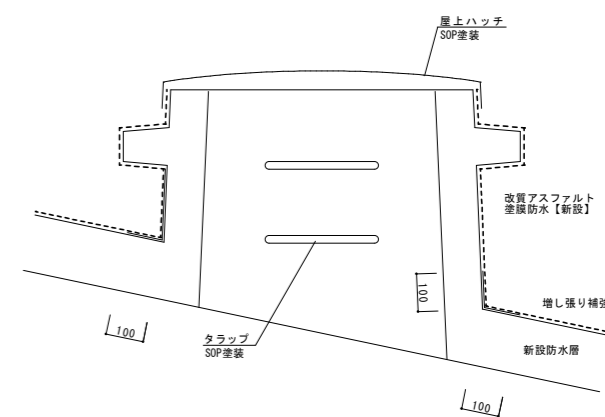
工事名	高幡団地市営住宅(2号棟)屋根・外壁等改修工事		
図番	A-04	図名	改修立面図 縮尺 1/150(A1) 1/300(A3)
作成	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正	設計 日野市総務部建築営繕課		
年月日			



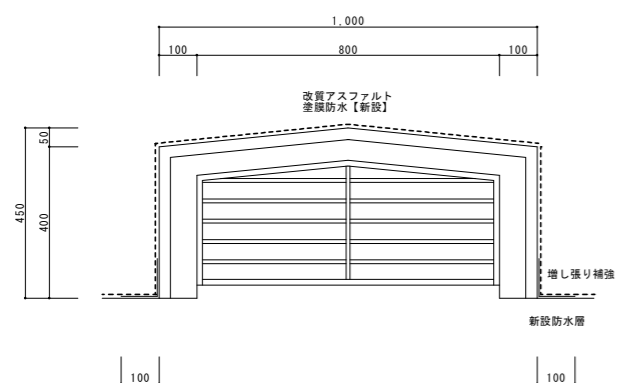
TVアンテナ基礎 S=1/10



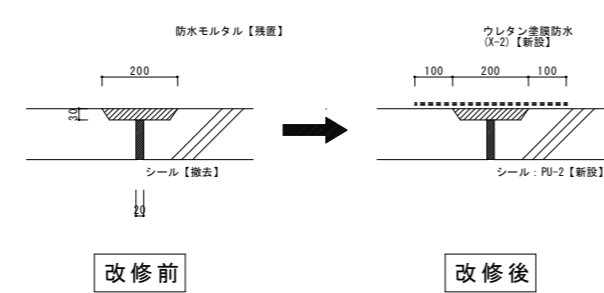
屋上ハッチ詳細図 S=1/10



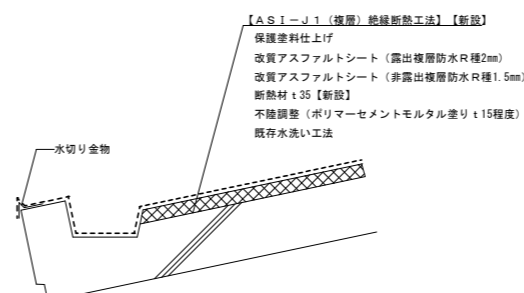
鳩小屋防水詳細図 S=1/10



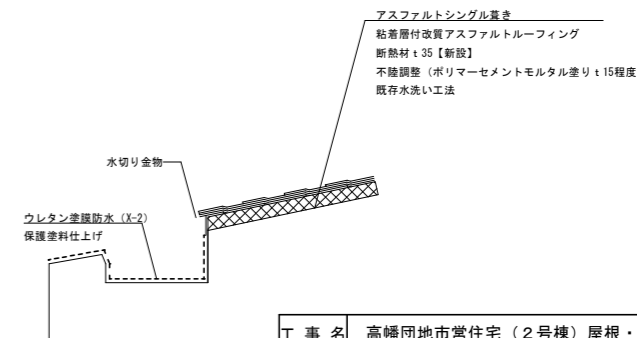
接合部目地防水詳細図(D-1) S=1/10



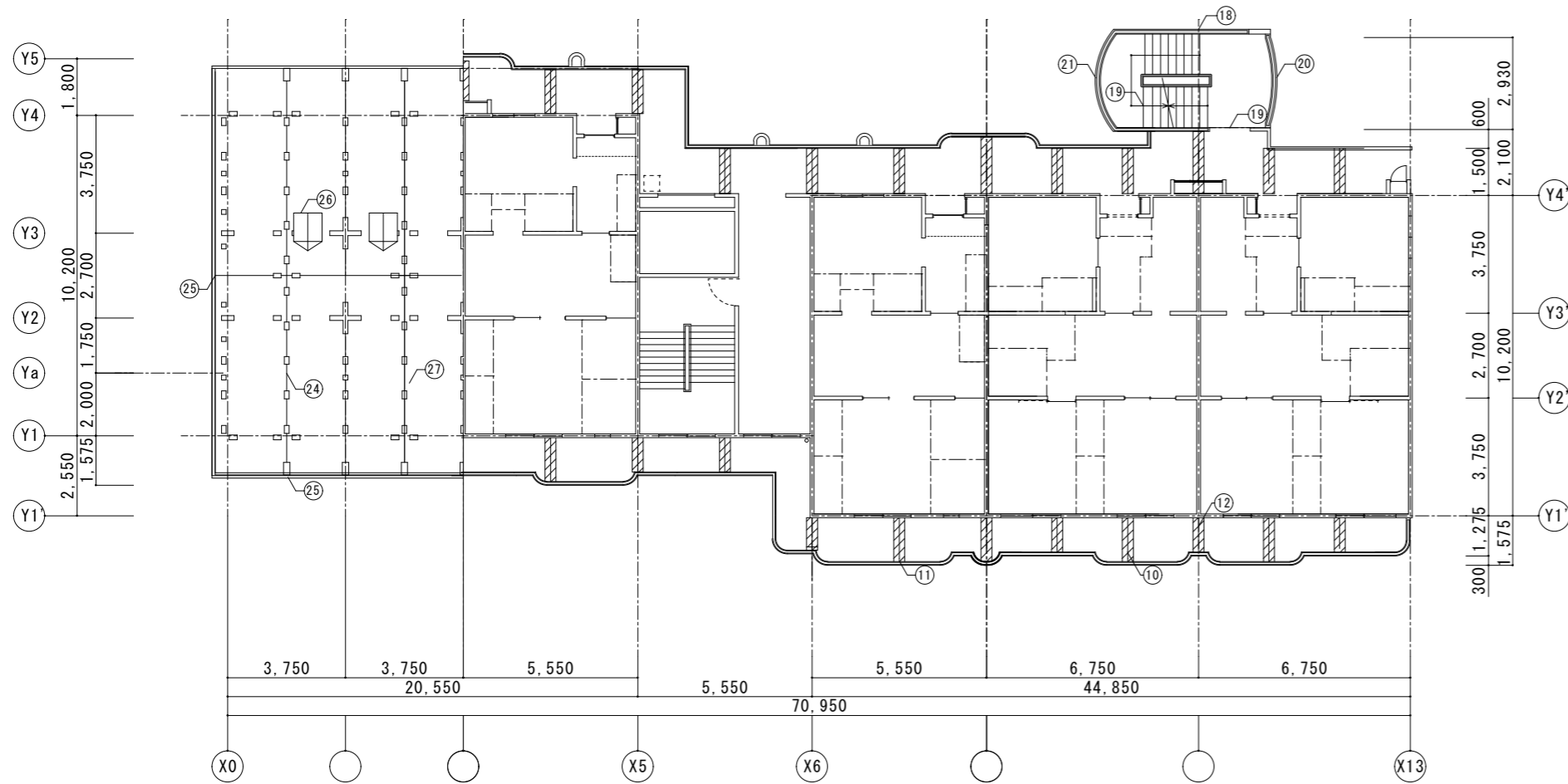
住棟屋根防水詳細図 S=1/10



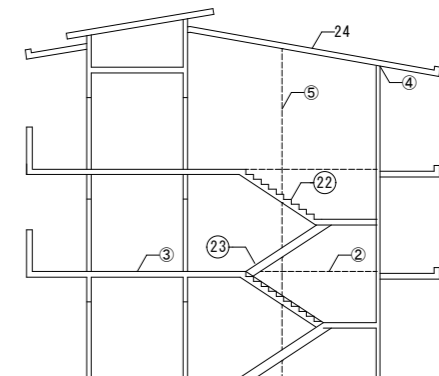
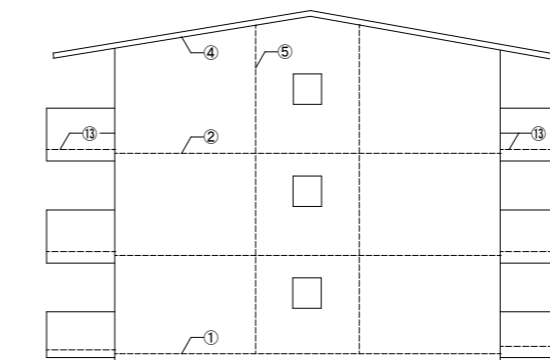
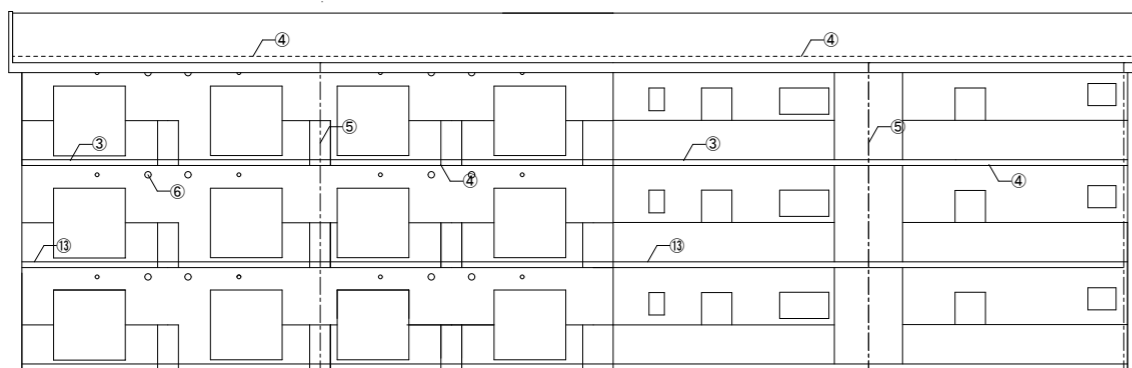
集会室棟屋根防水詳細図 S=1/10



工事名	高幡団地市営住宅 (2号棟) 屋根・外壁等改修工事		
図番	A-05	図名	短計図・補詳細図
作成	監理	日野市総務部建築営繕課	
訂正	設計	日野市総務部建築営繕課	

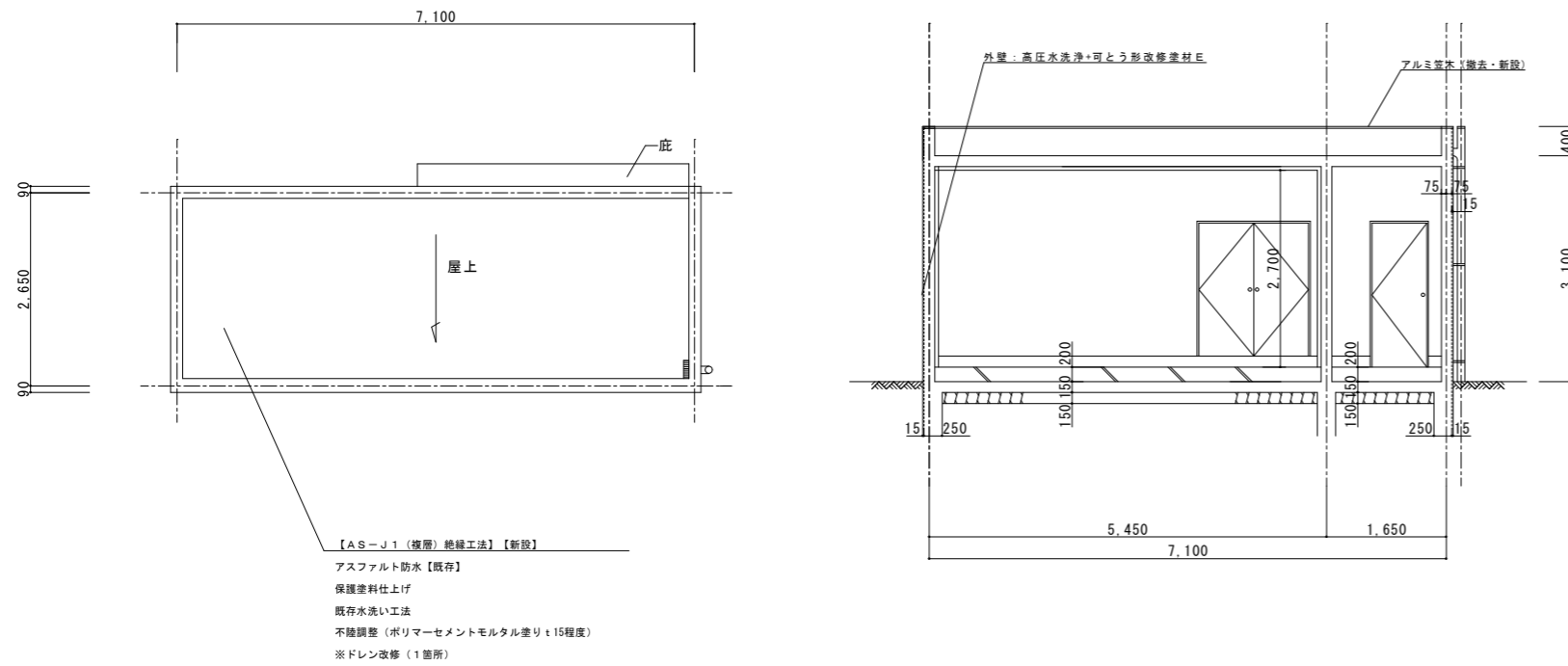


防水箇所		改修
外壁	① 外壁-基礎 (横目地)	ポリウレタン系シーリング材
	② 外壁-外壁 (横目地)	
	③ 外壁-バルコニー (廊下) 床上部 (横目地)	
	④ 外壁-屋根 バルコニー (廊下) 下端 (横目地)	
	⑤ 外壁-外壁 (縦目地)	
	⑥ 給気口、多目的スリブ回り	
バルコニー 廊下	⑩ 床-床 目地	ウレタン塗膜防水 (X-2)
	⑪ 根元 (対外壁部)	
	⑫ 床-床 目地 (戸境部)	
	⑬ PC手摺-バルコニー (廊下) 立上り上部	
⑭ 板目地先端部	ポリウレタン系シーリング材	
屋外階段	⑱ 壁-壁 水平ジョイント目地	ポリウレタン系シーリング材
	⑲ 踊場板-廊下、踊場板-階段板	
	⑳ PC手摺-PC手摺	
	㉑ PC手摺-踊場板、階段板	
屋内階段	㉒ 踊場床-階段、床-壁	ポリウレタン系シーリング材
	㉓ 床-床	
屋根	㉔ 屋根-屋根 目地	ASI-J1 (複層) 絶縁断熱工法
	㉕ 屋根庇先端 (屋根板-屋根板)	
	㉖ 構小屋、TVアンテナ基礎回り、屋上マンホール回り	ポリウレタン系シーリング材
	㉗ 屋根全面、及び立上り	ASI-J1 (複層) 絶縁断熱工法

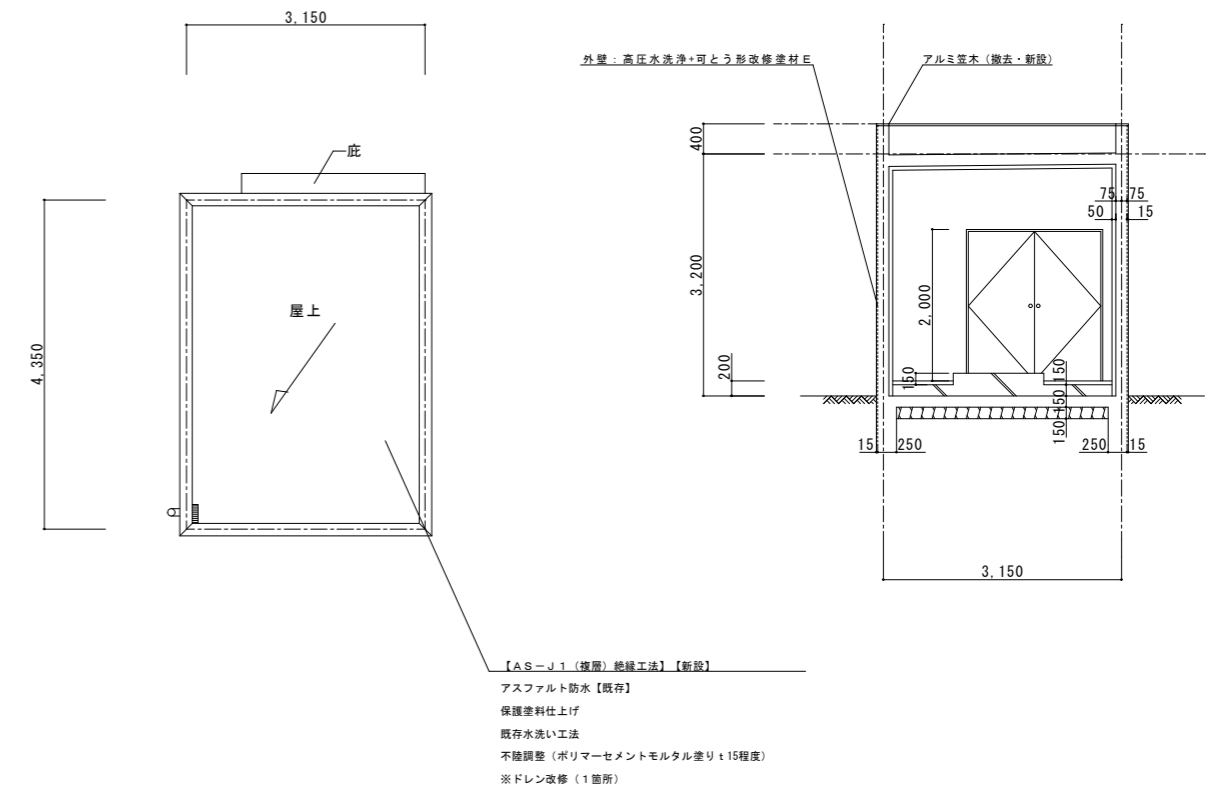


工事名	高幡団地市営住宅 (2号棟) 屋根・外壁等改修工事		
図番	A-06	図名	防水改修図 縮尺 —
作成	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正	設計 日野市総務部建築営繕課		
年月日			

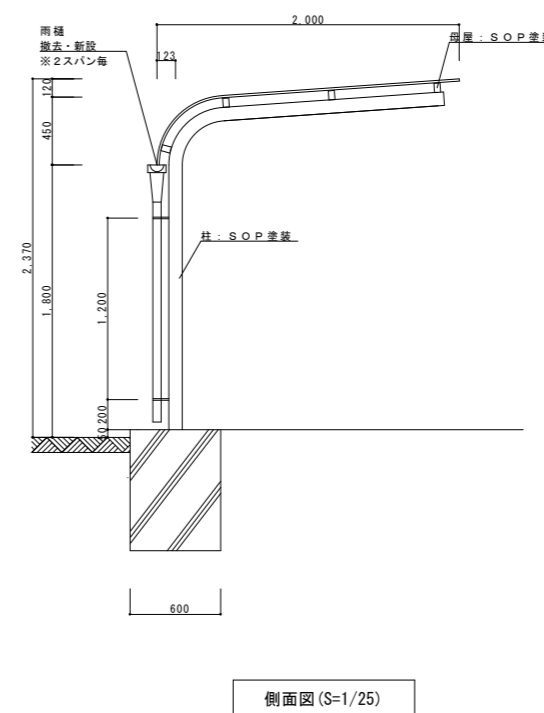
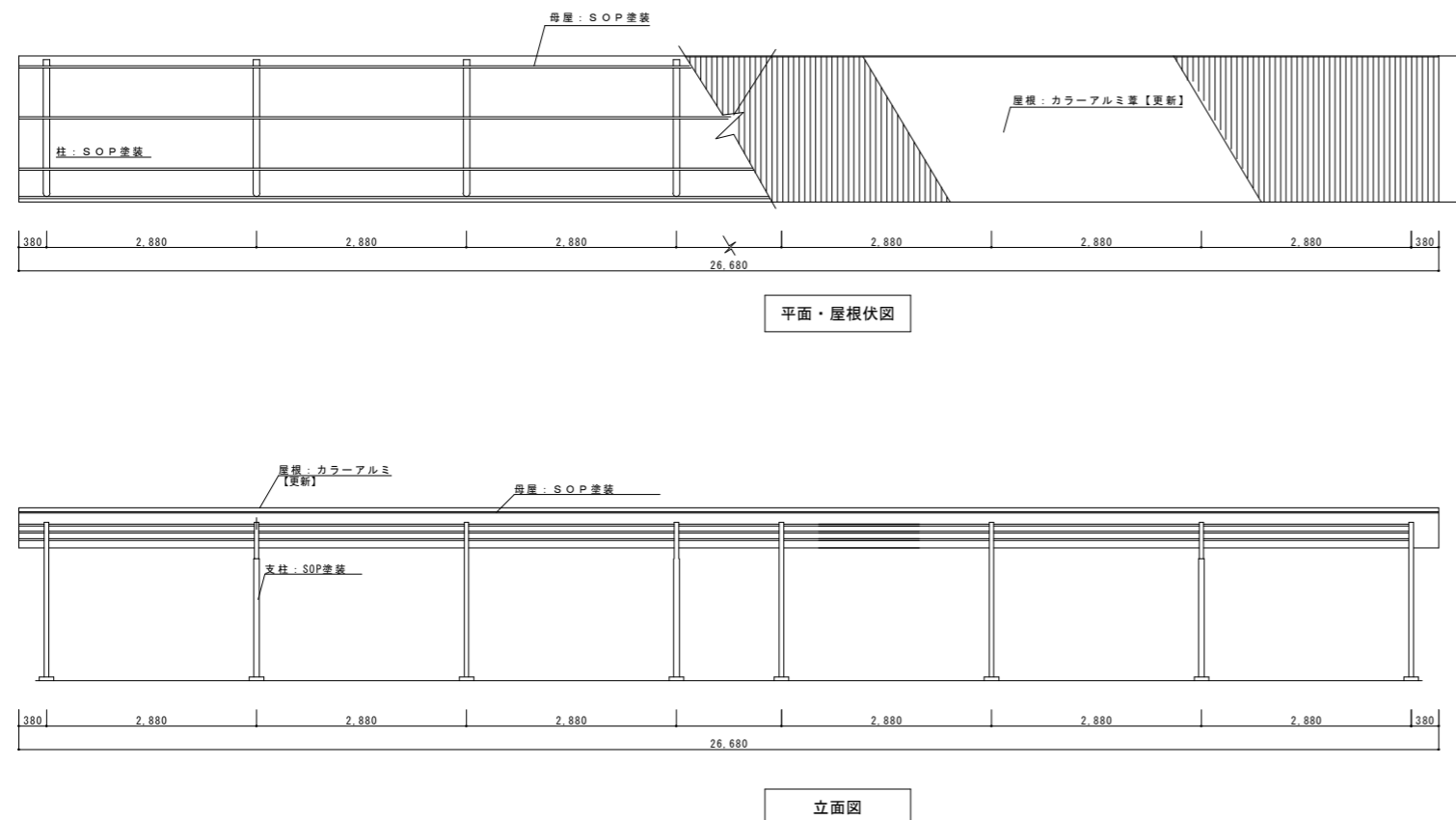
東電貸室 詳細図 S=1/50



ポンプ室 詳細図 S=1/50

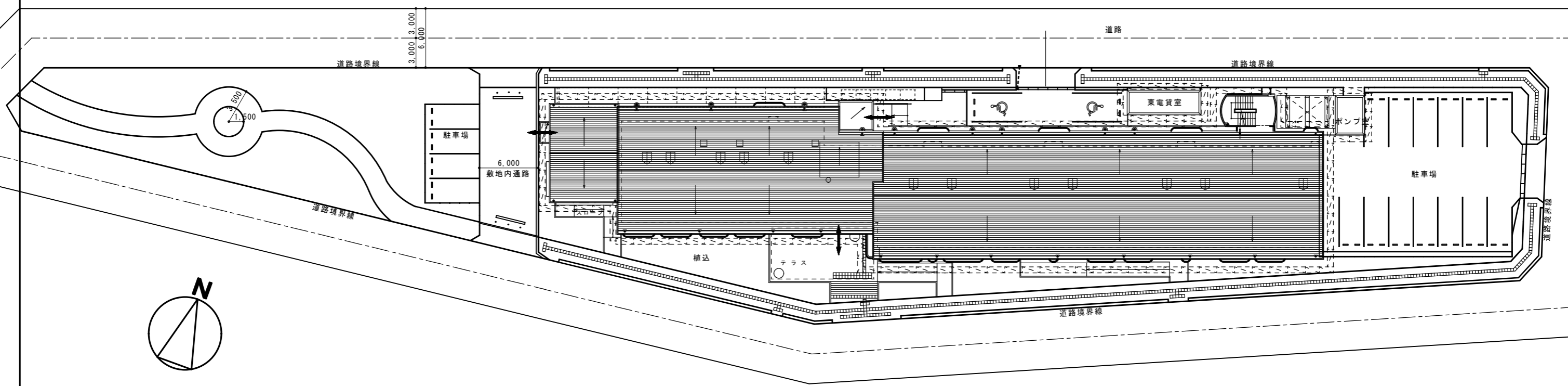
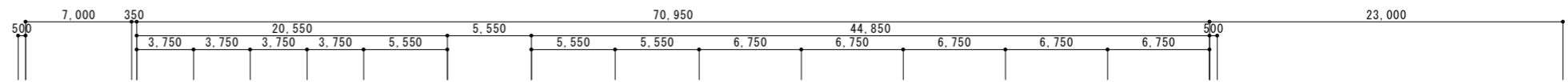


駐輪場 詳細図 S=1/50




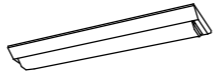

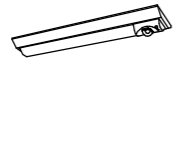

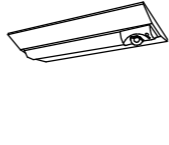
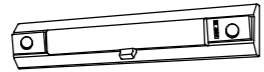
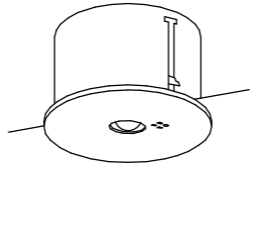
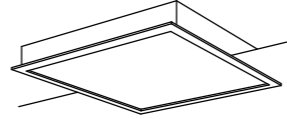
工事名	高幡団地市営住宅(2号棟)屋根・外壁等改修工事				
図番	A-07	図名	別棟改修図	縮尺	—
作成	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂正	設計 日野市総務部建築営繕課				
年月日					

凡例	仕様	特記事項
	波形鋼板 H=1,800	注) ・本図は参考図であり、詳細は打合せならびに仮設計画図、工事工程をもつて決定すること。 ・周辺部材に損傷を与えた場合は施工業者の責任において補修すること。 ・既存電線、ケーブル等は必要に応じて電線防護管で養生すること。必要であれば、所轄官庁の許可を工事着手前に完了しておくこと。 ・資材置場については設置にあたっては監督員と協議の上、決定すること。
	足場種別任意 陸地幅=900 (手すり先行方式・メッシュシートを含む)	
	バリケードフェンス H=1,800	
	利用者動線 (通行に支障がないよう安全に仮設計画を立案すること)	



配置図 S=1/200 (A1) 、 1/100 (A3)

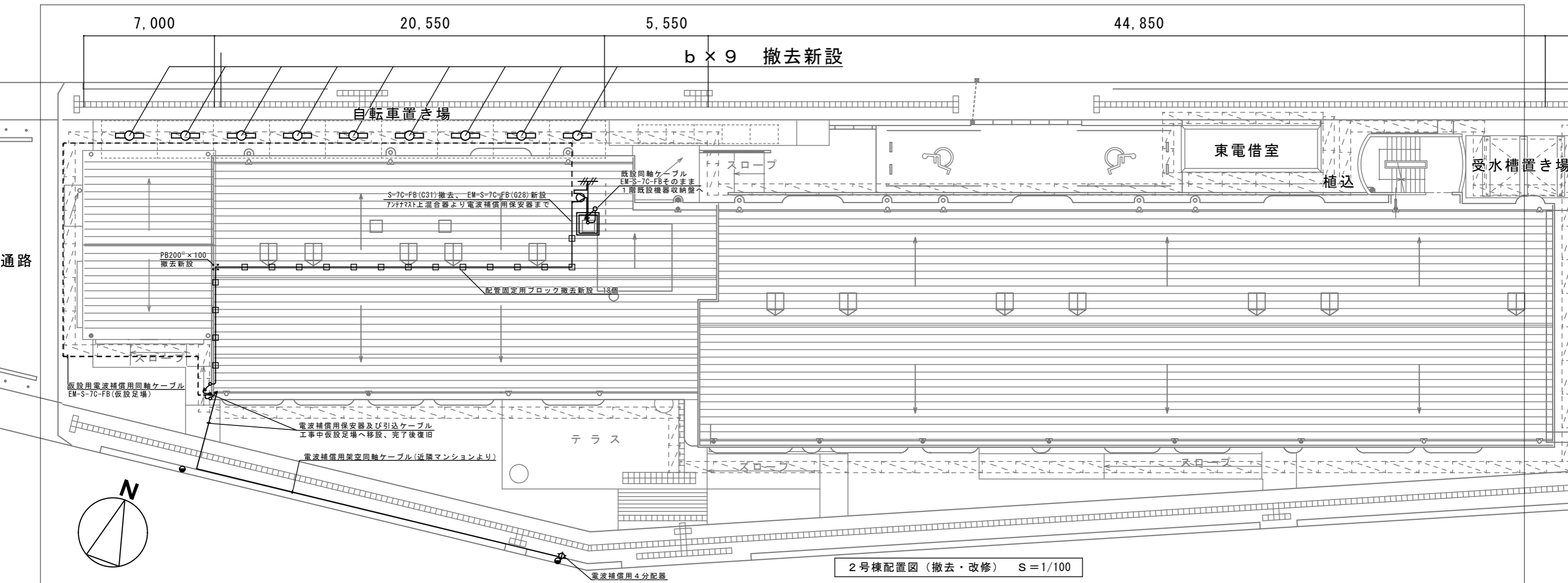
工事名	高幡団地市営住宅 (2号棟) 屋根・外壁等改修工事		
図番	A-08	図名	仮設計画図 (参考) 縮尺
作成	監理	日野市総務部建築営繕課	
訂正	設計	日野市総務部建築営繕課	

H, b	LEDウォールライト 20形 LBF3MP/RP-2-06	I 1	LED直付型20形 W150	I 2	LED直付型40形 W150 LSS9-4-23LE9
					
			<p>一般タイプ、800lmタイプ 消費電力5.9W、定格出力型、電圧100~242V 本体：鋼板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵</p> <p>参考型番：パナソニック 直付XF200AENLE9</p>		
I 3	LED非常灯20形 W150 リモコン自己点検機能付	J 1	LED直付型20形 W230 LSS10-2-15LE9	J 2	LED非常灯20形 W230 リモコン自己点検機能付
					
	<p>非常灯タイプ、800lm（FL20形×1灯器具相当） 常時：ライトバー点灯、非常時：本体組込LED（一般出力型）点灯 電圧：100~242V対応、蓄電池：ニッケル水素電池 非常灯評定番号：LAL E-027 非常用LEDレンズ：ガラス、常用ライトバー：ポリカーボネート（乳白） 光束維持時間40000時間（光束維持率85%）、点検スイッチ付 自己点検スイッチ付、充電モニタ（緑）付、リモコン：FSK90910K（別売）</p> <p>参考型番：パナソニック 直付XDL201AGNLE9</p>				K1LSS10-2-15
K	LED一体型階段灯通路誘導灯兼用型 ミドルタイプ20形	M	LED非常灯専用型リモコン自己点検機能付 リニューアル用	P	LEDスクエアベースライト 埋込 乳白パネル □640
					
	<p>ひとセンチ段階調光30分、Hf16形器具1灯相当 非常時本体組込LED点灯、非常灯評定番号：LAL E-015 本体：鋼板（白色塗装）、レンズ：ガラス 常用光ユニット（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 電圧：100~242V対応、蓄電池：ニッケル水素電池 常用光ユニット：光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 自己点検機能付、リモコン：FSK90910K（別売）</p> <p>参考型番：パナソニック NNFB91615C</p>		<p>φ150低天井用（~3m）、30分間タイプ LED内蔵、非常時・非常灯用LED点灯/常時消灯 非常灯評定番号：LAL E-004 レンズ：ガラス、カバー：鋼板（ケールホワイトつや消し仕上） 電圧：100~242V、蓄電池：ニッケル水素電池 点検スイッチ付、自己点検スイッチ付 充電モニタ（緑）付、リモコン：FSK90910K（別売）</p> <p>参考型番：パナソニック NNF57500CLT9</p>		<p>□640タイプ、調光可能タイプ（約25~100%） LED内蔵、電源ユニット内蔵 消費電力3.8W、定格出力型、電圧100~242V 光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 本体：亜鉛鉄板 枠：鋼板（高反射白色粉体塗装）、パネル：アクリル（乳白） 昼白色（5000K）、Ra83</p> <p>参考型番：パナソニック NNF57500CLT9</p>

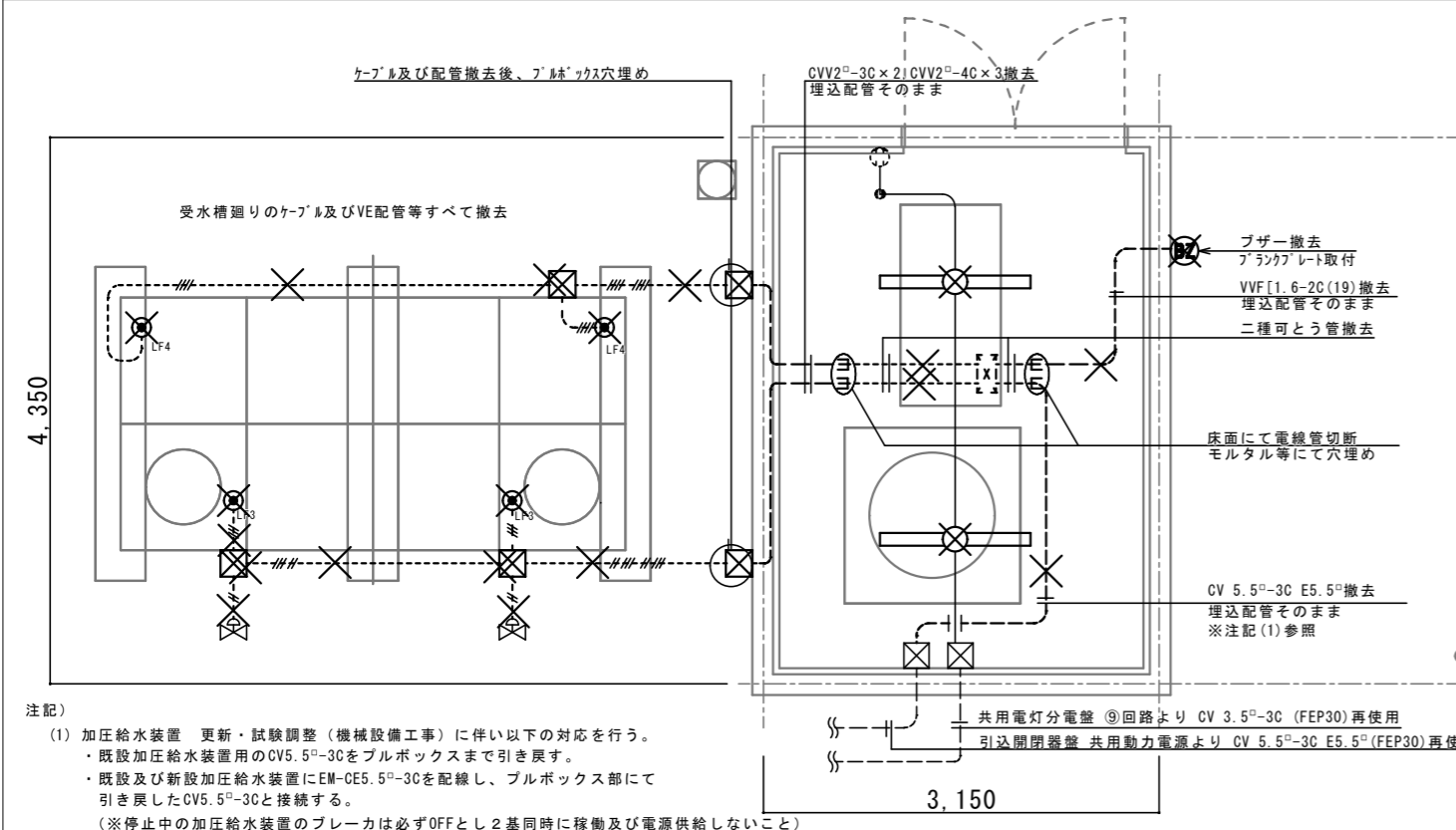
(注記)

この図は参考図で各製作者により多少異なるもその機能を満足するものであれば差支えない。なお詳細は承諾図により決定する。

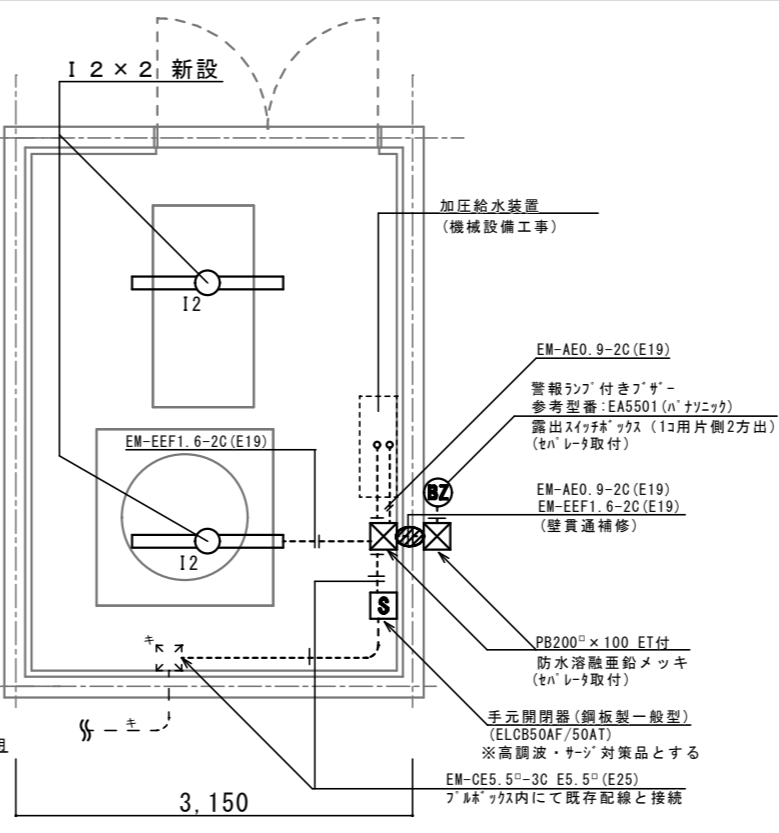
工事名	高幡団地市営住宅（2号棟）屋根・外壁等改修工事				
図番	E-01	図名	照明器具要図	縮尺	A1 - A3 -
作成	年月日	監理	日野市総務部建築営繕課		
訂正	年月日	設計	日野市総務部建築営繕課		



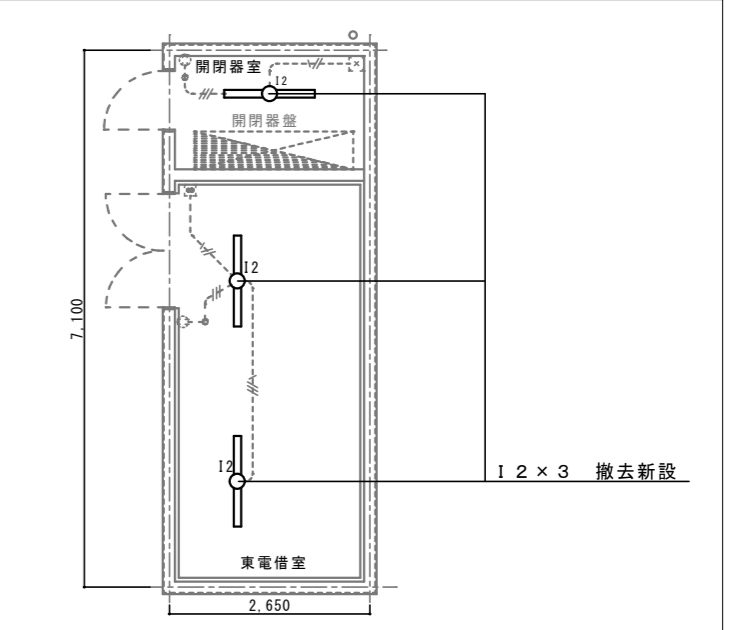
2号棟配置図 (撤去・改修) S=1/100



2号棟 ポンプ室平面図 (撤去) S=1/30



2号棟 ポンプ室平面図 (改修) S=1/30

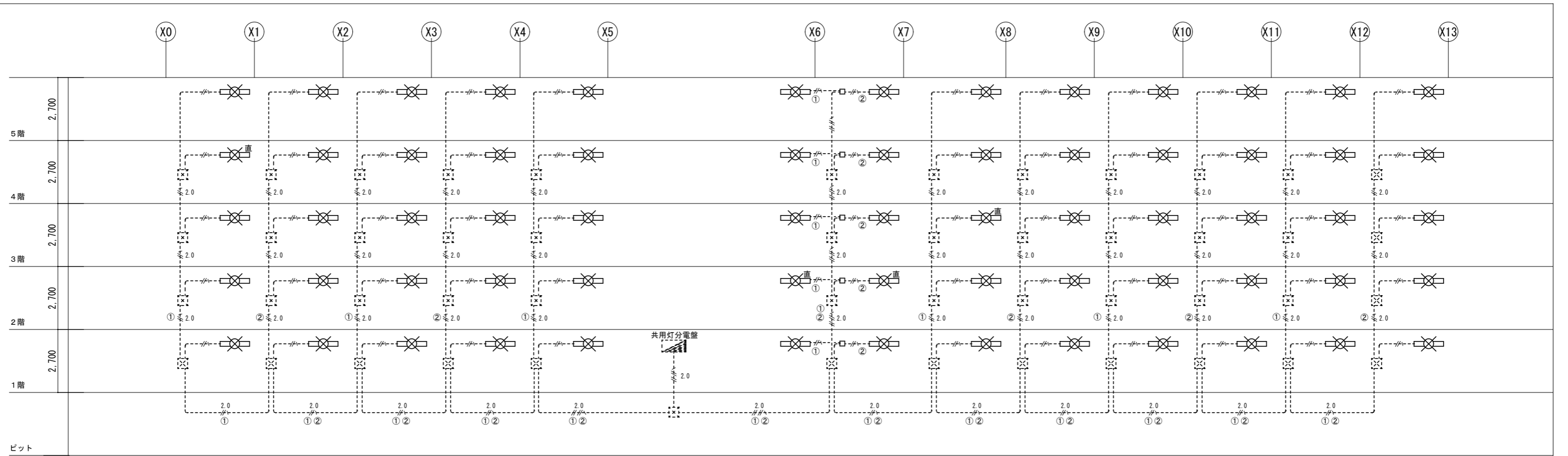


2号棟 東電借室・開閉器室 平面図 (撤去・新設) S=1/50

- 注記
- 加圧給水装置 更新・試験調整 (機械設備工事) に伴い以下の対応を行う。
    - 既設加圧給水装置用のCV5.5<sup>φ</sup>-3Cをブルボックスまで引き戻す。
    - 既設及び新設加圧給水装置にEM-CE5.5<sup>φ</sup>-3Cを配線し、ブルボックス部に引き戻したCV5.5<sup>φ</sup>-3Cと接続する。
    - (※停止中の加圧給水装置のブレーカは必ずOFFとし2基同時に稼働及び電源供給しないこと)
    - 試験調整完了後、既設加圧給水装置への配線を撤去する。
  - 受水槽廻り及びポンプ室のケーブル・配管等の撤去については、新設加圧給水装置 (機械設備工事) が正常動作確認後に撤去のこと。照明器具は除く。

注記  
 東電借室の照明器具交換に当たっては、事前に電力会社へ連絡を行い立会いを受けること  
 連絡先：東京電力パワーグリッド (株) TEL 0120-995-007  
 借室管理No.「野借-32」

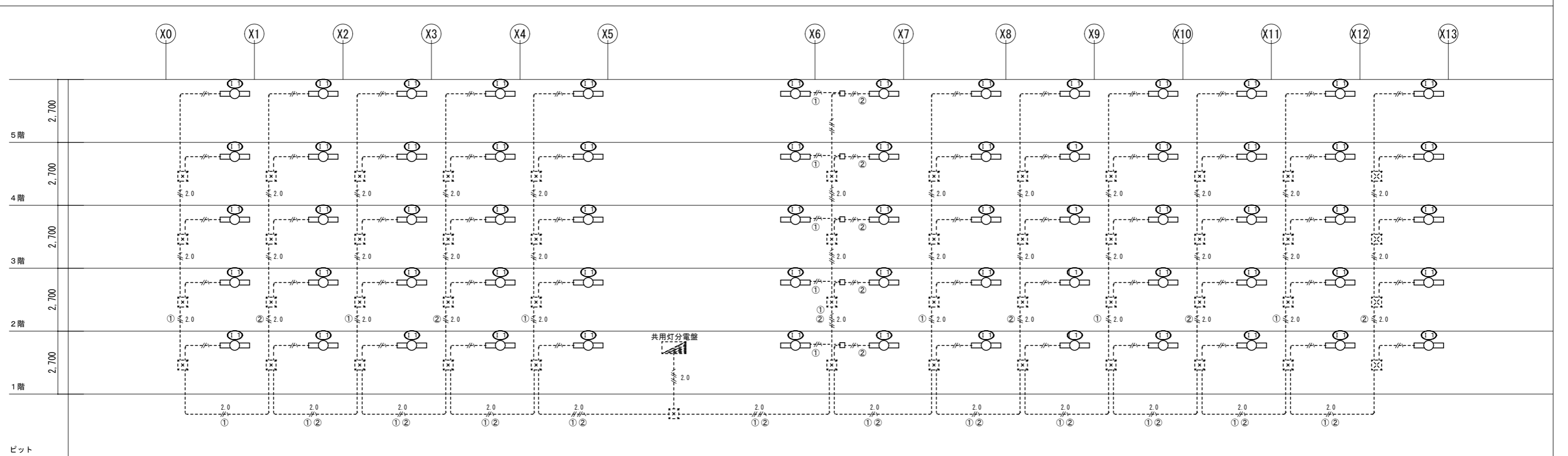
工事名	高幡団地市営住宅 (2号棟) 屋根・外壁等改修工事		
図番	E-02	図名	配置図・東電借室 ポンプ室 (撤去・改修)
作成	年月日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年月日	設計	日野市総務部建築営繕課
		縮尺	A1 1/20 1/50 1/100 A3 1/60 1/100 1/200



凡例

記号	名称	摘要
	照明器具 蛍光灯 FL20-1 直付形	撤去
	照明器具 直管LED灯 直付形	撤去

開放廊下灯設備系統図 (撤去)

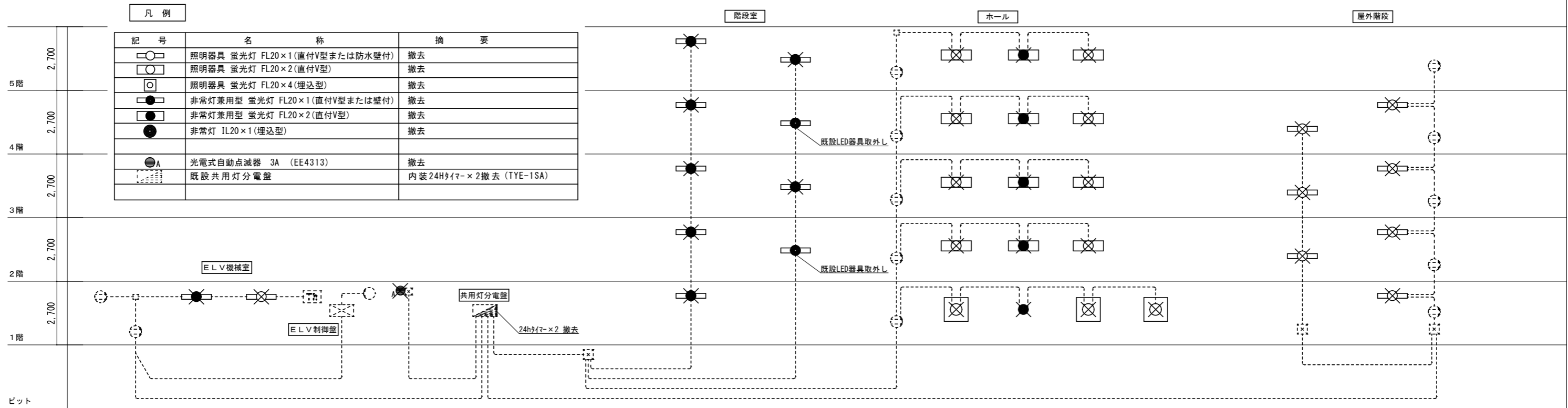


凡例

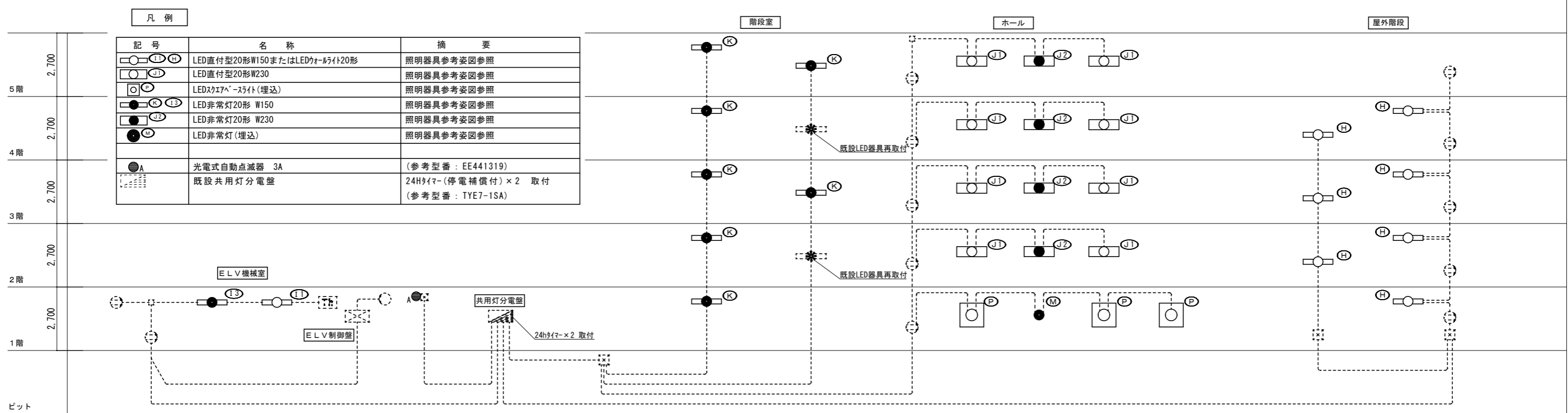
記号	名称	摘要
	LED直付型 (防湿・防雨型)	照明器具参考姿図参照

開放廊下灯設備系統図 (新設)

工事名	高幡団地市営住宅(2号棟)屋根・外壁等改修工事		
図番	E-03	図名	開放廊下灯設備系統図(撤去・新設)
作成	年月日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年月日	設計	日野市総務部建築営繕課

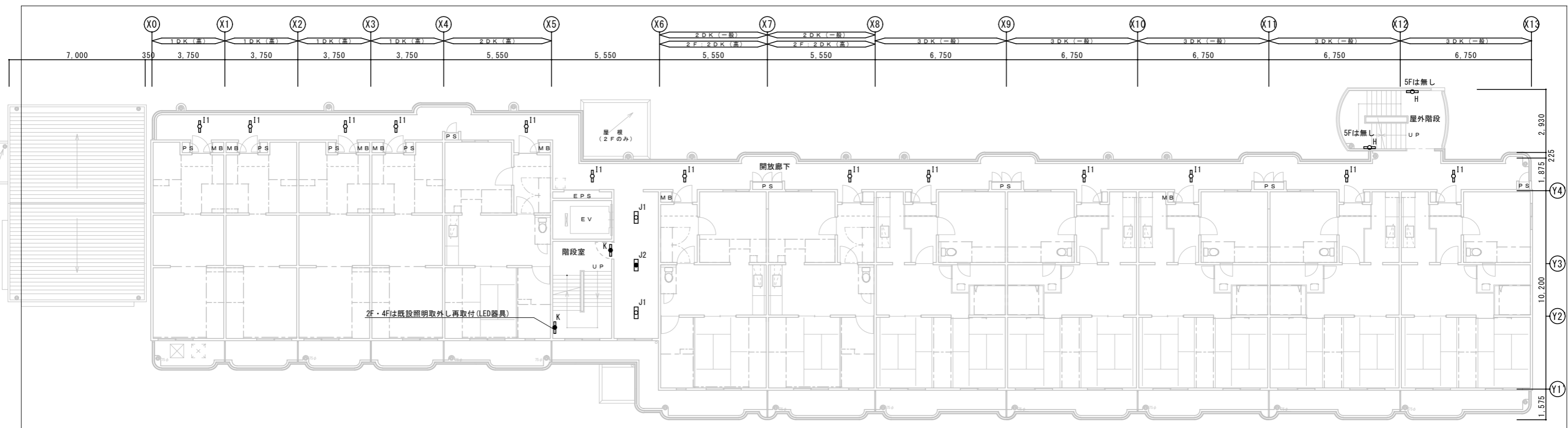


共用灯設備系統図 (撤去)



共用灯設備設備系統図 (新設)

工事名	高幡団地市営住宅 (2号棟) 屋根・外壁等改修工事		
図番	E-04	図名	共用灯設備系統図 (撤去・新設)
作成	年月日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年月日	設計	日野市総務部建築営繕課



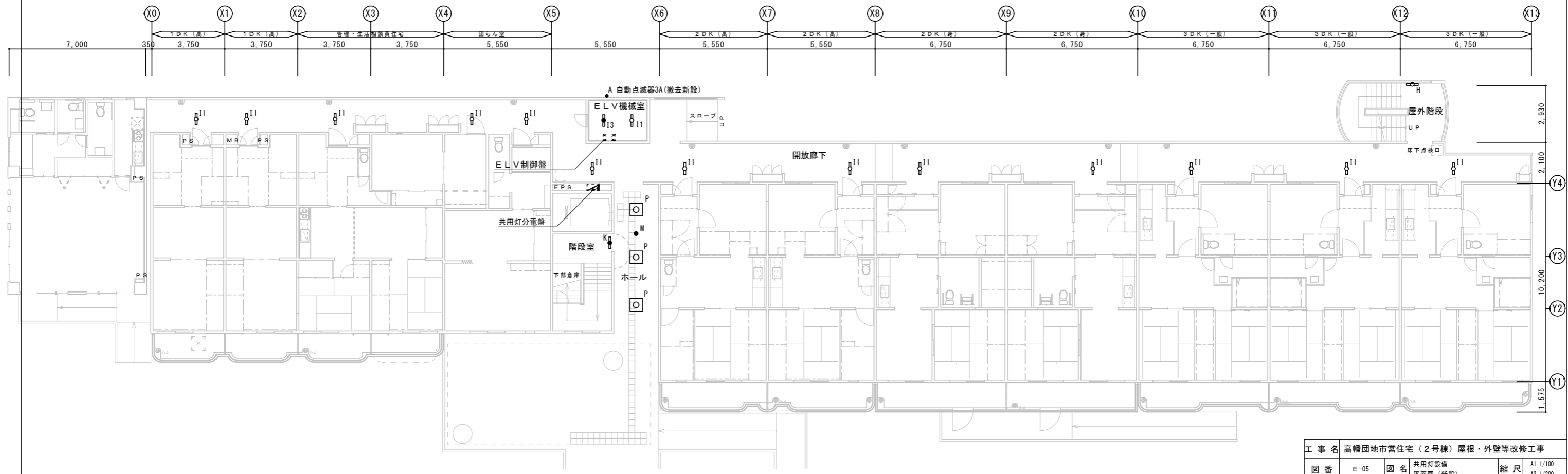
2～5階平面図 S=1/100

【新設器具内訳】

階	開放廊下	階段室	ホール	屋外階段	ELV機械室
1F	I 1 × 13	K × 1	P × 3、M × 1	H × 1	I 1 × 1
2F	I 1 × 13	K × 1	J 1 × 2、J 2 × 1	H × 2	I 3 × 1
3F	I 1 × 13	K × 2	J 1 × 2、J 2 × 1	H × 2	
4F	I 1 × 13	K × 1	J 1 × 2、J 2 × 1	H × 2	
5F	I 1 × 13	K × 2	J 1 × 2、J 2 × 1	H × 2	

【取外再取付器具内訳】

階	階段室
1F	
2F	LED非常灯 × 1
3F	
4F	LED非常灯 × 1
5F	




1階平面図 S=1/100

工事名	高幡団地市営住宅(2号棟)屋根・外壁等改修工事		
図番	E-05	図名	共用灯設備 平面図(新設)
作成	年月日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年月日	設計	日野市総務部建築営繕課
		縮尺	A1 1/100 A3 1/200

機器表（撤去）

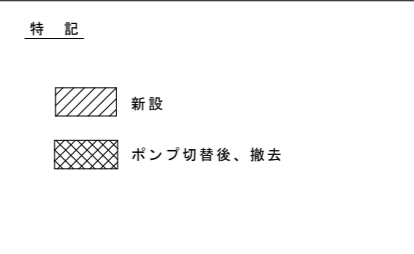
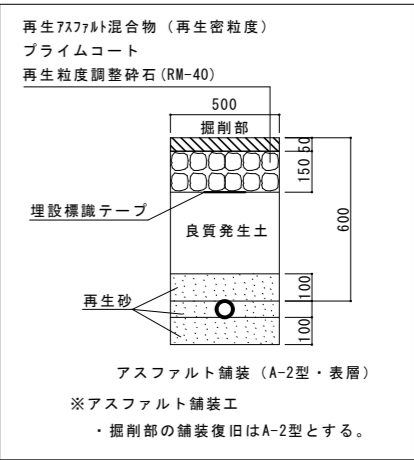
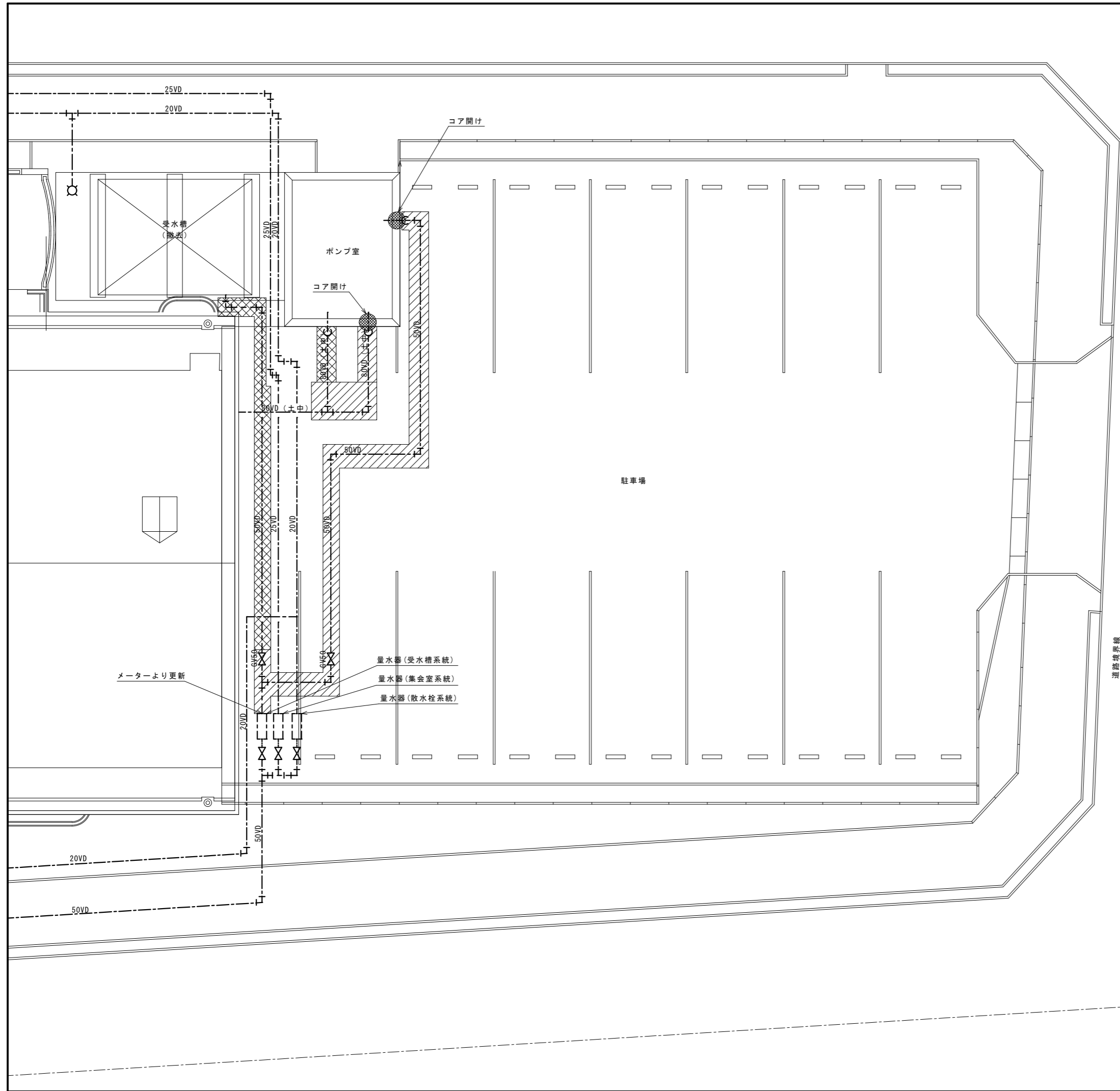
機器番号	名称	機器仕様	台数	電気特性			備考
				φ	V	W	
T-1	受水槽	鉄製パネルタンク 耐震2/3G (ナイロンコーティング) 二層式 寸法：2.0×4.0×2.5 容量：20m <sup>3</sup> 中仕切板：2.0×2.5	1				
P-1	給水ポンプユニット	大型圧力タンク給水ユニット 40φ×210L/min×45m×2台 圧力タンク容量：1.2m <sup>3</sup>	1	3	200	3.7	
F-11	有圧扇	低騒音形 200φ×380m <sup>3</sup> /h×2	1	1	100	0.03	参考型番：EF-20YSA 既設再利用

特記事項

 は撤去部とする

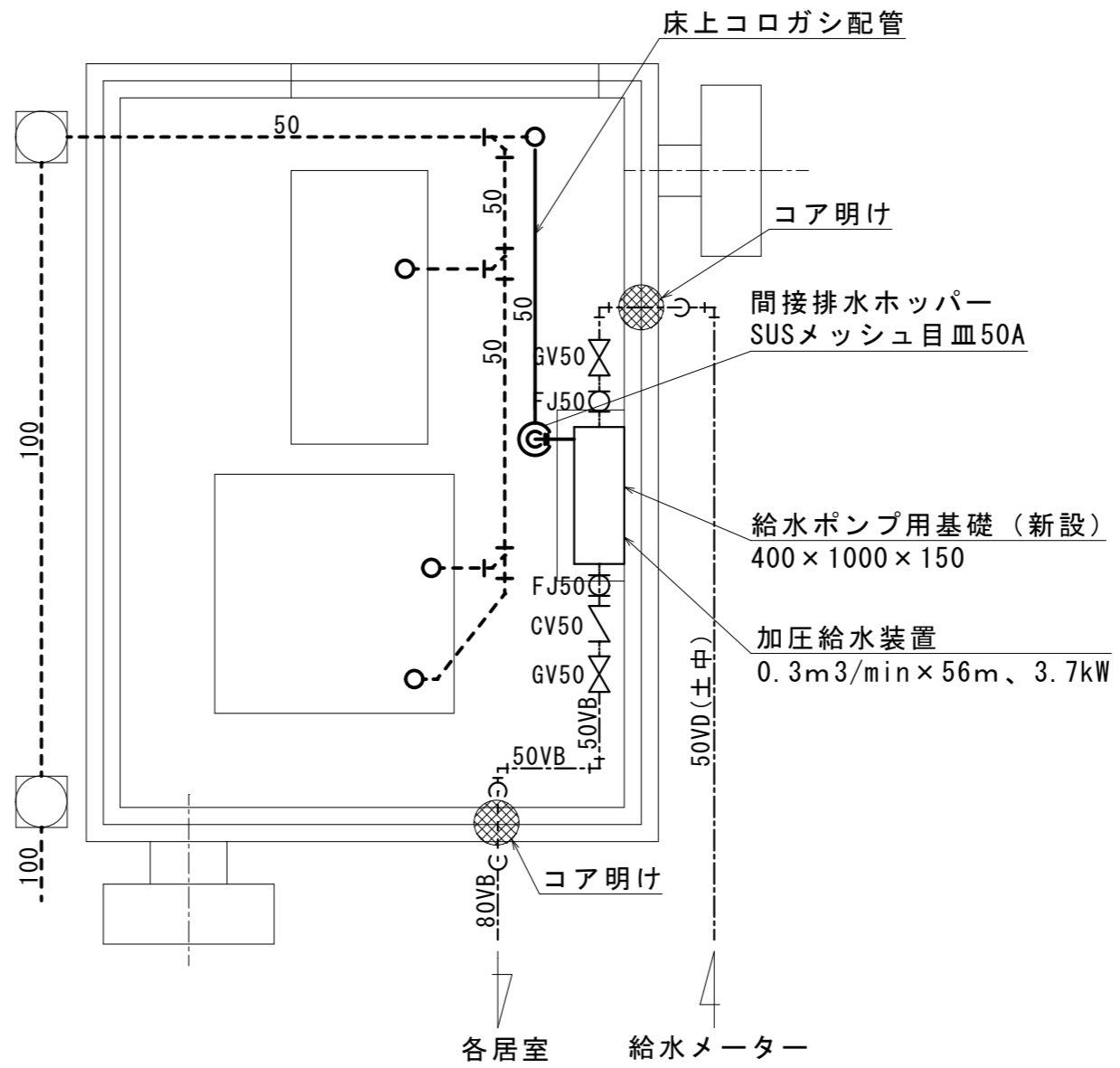
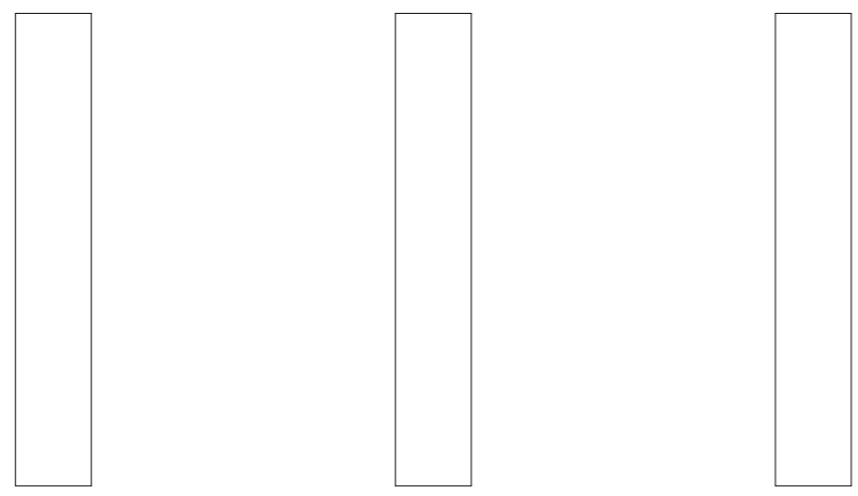
機器表（更新）

機器番号	名称	機器仕様	台数	電気特性			備考
				φ	V	W	
P-1	給水ポンプユニット	0.3m <sup>3</sup> /min×56m、3.7kW	1	3	200	3.7	参考型番：MC5S-5050-3.7D
F-11	有圧扇	低騒音形 200φ×380m <sup>3</sup> /h×2	1	1	100	0.03	既設再利用



工事名	高幡団地市営住宅(2号棟)屋根・外壁等改修工事		
図番	M-02	図名	外構図(改修) 縮尺 A1:1/50 A3:1/100
作成	監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正	設計 日野市総務部建築営繕課		
年月日			

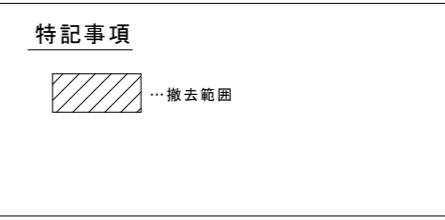
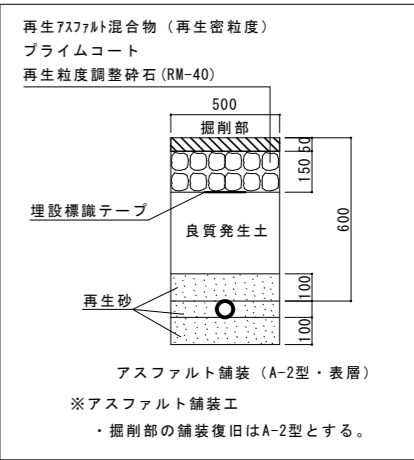
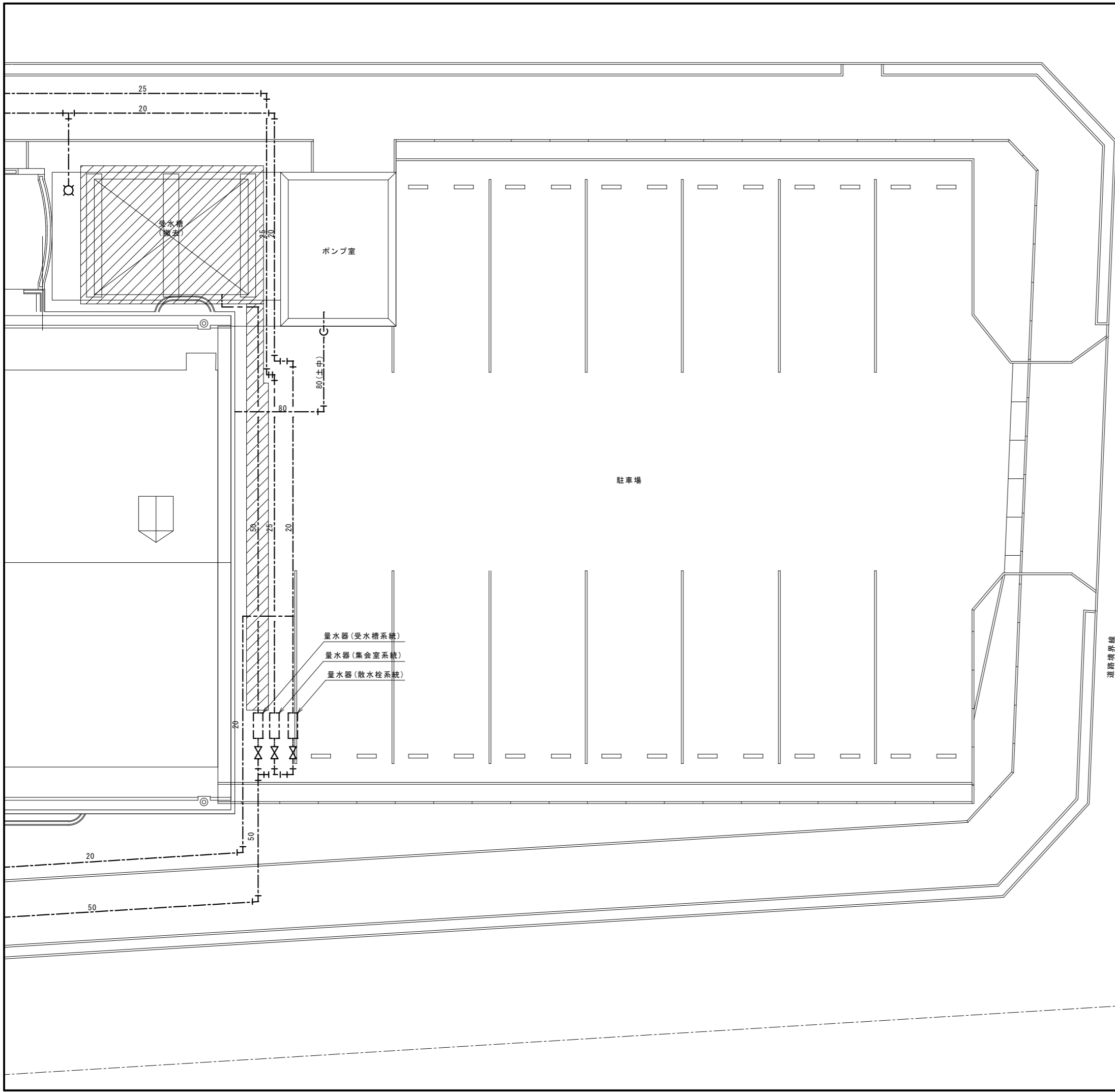
散水栓（残置）



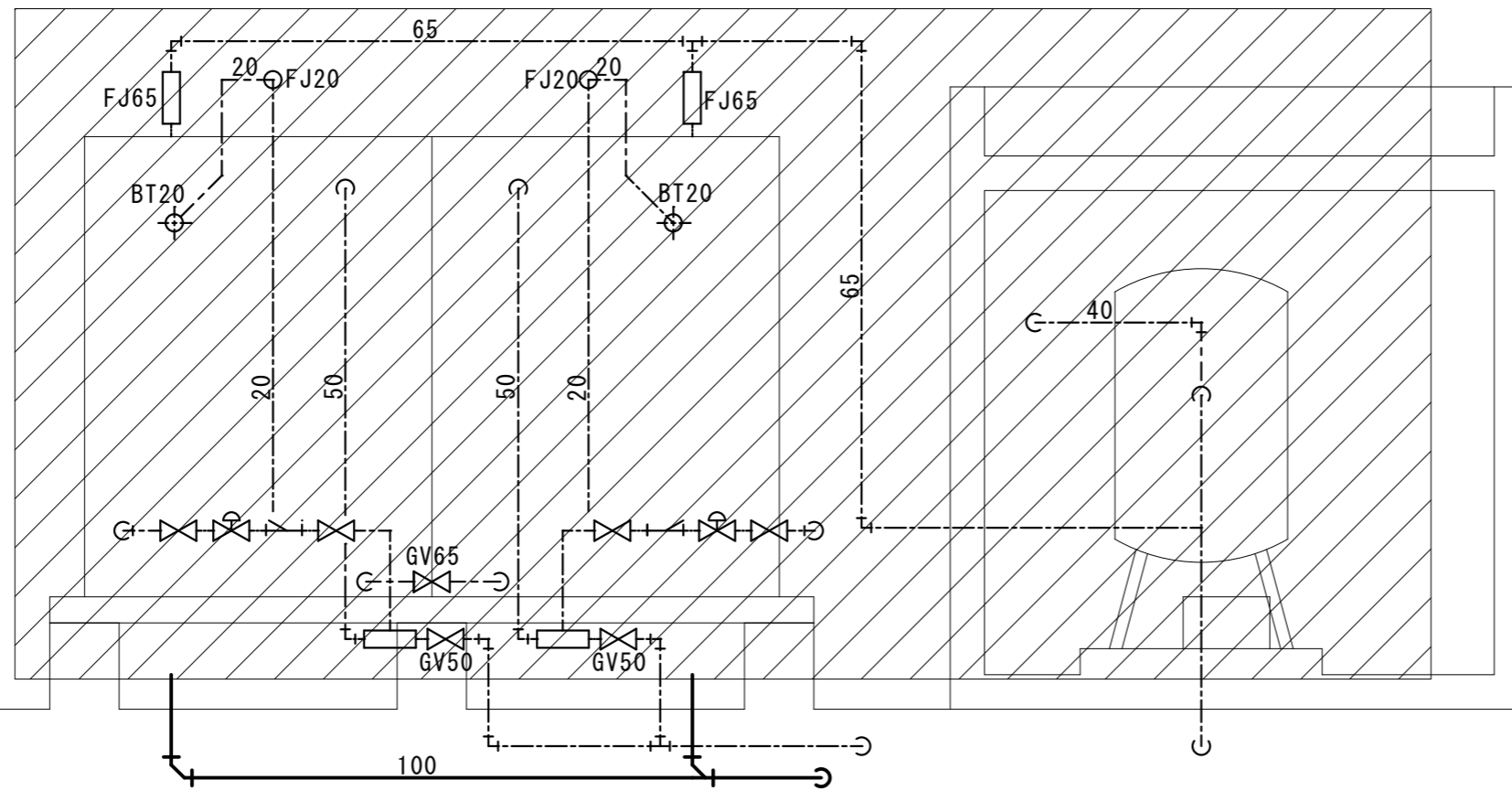
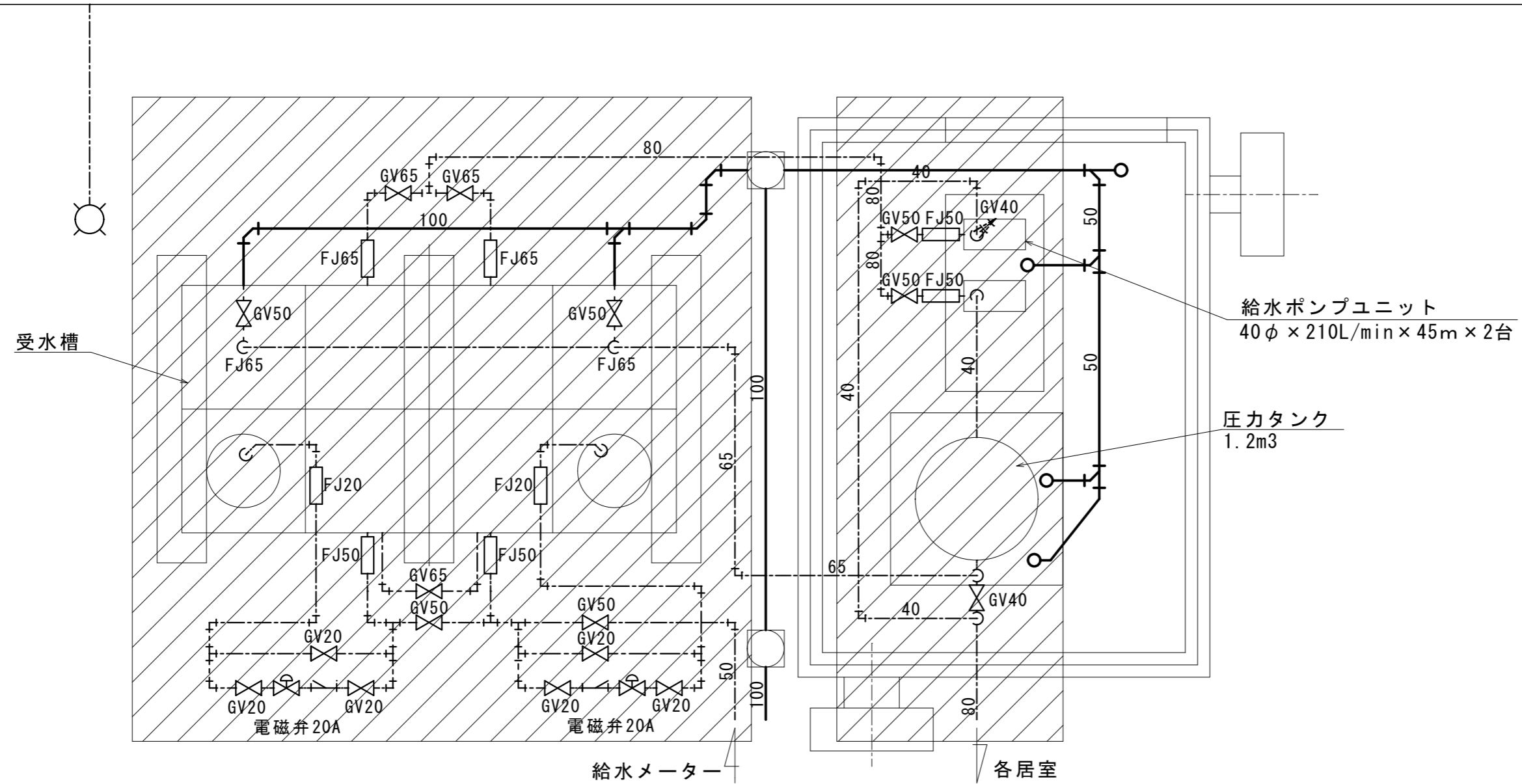
特記事項

- ・ 点線は既設再利用とする。
  - ・ ポンプ排水は床上コロガシ配管とし、既設床排水目皿に排水する
  - ・ 本現場は集合住宅のため、ポンプ切替に伴う断水期間は最小限に抑えること
  - ・ 電源容量の制約上、新旧の加圧給水ポンプを同時に稼働させないこと。
- ※ 停止中の加圧給水装置のブレーカは必ずOFFとし、2基同時に電源供給しないこと。


工事名	高幡団地市営住宅（2号棟）屋根・外壁等改修工事		
図番	M-03	図名	ポンプ室詳細図（改修）
作成	年月日	監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年月日	設計	日野市総務部建築営繕課



工事名	高幡団地市営住宅 (2号棟) 屋根・外壁等改修工事		
図番	M-04	図名	外構図 (撤去)
作成	監理	日野市総務部建築営繕課	縮尺 A1:1/50 A3:1/100
訂正	設計	日野市総務部建築営繕課	
年月日			



**特記事項**

 は撤去部とする

ポンプ室内排水管は既設利用とする。

工事名	高幡団地市営住宅（2号棟）屋根・外壁等改修工事		
図番	M-05	図名	ポンプ室詳細図（撤去）
作成年月日		監理	日野市総務部建築営繕課
訂正年月日		設計	日野市総務部建築営繕課
縮尺	A1:1/20	A3:1/40	